

第七十二回 参議院内閣委員会會議録第三十一号

(五二六)

昭和四十八年九月二十日(木曜日)
午前十時四十四分開会

委員の異動

九月二十日

辞任

上田 哲君

補欠選任

竹田 現照君

出席者は左のとおり。

委員長

高田 浩運君

理事

内藤三郎君

中山 太郎君

山本茂一郎君

片岡 勝治君

委員

源田 実君

佐藤 隆君

世耕 政隆君

長屋 茂君

西村 尚治君

星野 重次君

町村 金五君

鈴木 力君

鶴岡 哲夫君

前川 旦君

黒柳 明君

宮崎 正義君

中村 利次君

岩間 正男君

国務大臣

(国務大臣
防衛庁長官)

山中 貞則君

政府委員

人事院総裁

佐藤 達夫君

人事院事務総局
職員局長

總理府人事局長

總理府恩給局長

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁長官官房

防衛庁防衛局長

防衛庁人事教育

防衛庁衛生局長

防衛庁経理局長

防衛庁整備局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁総務

防衛施設庁施設

防衛施設庁施設

林野庁長官

運輸省自動車局

常任委員会専門

員

相原 桂次君

中村 博君

皆川 迪夫君

平川 幸藏君

大西誠一郎君

長坂 強君

岡太 直君

田代 一正君

久保 卓也君

高瀬 忠雄君

鈴木 一男君

小田村四郎君

山口 衛一君

高松 敬治君

河路 康君

平井 啓一君

福田 省一君

小林 正興君

事務局側

本日、の会議に付した案件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法

律案について

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠と

して竹田現照君が選任されました。

○委員長(高田浩運君) 次に、防衛庁設置法及び

自衛隊法の一部を改正する法律案について質疑を
行ないます。

○宮崎正義君 私は、防衛二法の法案に入る前に、
防衛自体の問題、今日まで、長沼問題等で違憲判
決が出てから、総理を呼んで、総理に出席をして
いただいて、憲法論争等、同僚委員の中で重ねら
れてまいりました。また、防衛一法に入りましても
すでに三名の委員の方々から詳細にわたって論議
が尽くされております。したがって、私はその国
民の素朴な声をこの委員会に反映してもらいた
いというか、そういう国民の声をまず長官に聞い
ていただいて、御所見を伺いたいと思います。

「違憲判決」高く評価

国民的合意の平和運動展開しよう

内外の強い関心を集めていた「長沼ナイキ基
地訴訟」事件は、去る七日、札幌地裁において
大方の予想通り「自衛隊は違憲である」との判
決が下された。第一審判決とはいえ、これまで
政府与党が二十余年にわたって既成事実を積み
重ね、ゆがんだ憲法解釈のもとに築き上げてき
た「戦力なき軍隊」に対し、はつきり「違憲」
という司法的判断が下された意義は大きいと思
う。それだけに、各方面に多大な影響を与える
ことは間違いないであろう。

私はこの札幌地裁の判決を高く評価したい。
なぜならば、憲法の条文には、陸海空軍その他
の戦力はこれを保持しないことがうたわれてお
り、しかも故吉田首相は「自衛権としての戦争
も放棄した」ことを言明している。にもかかわ
らず、「こじつけ」とも思える憲法解釈によって「自
衛のための軍備は合憲」といった政府統一見解
が台頭。これが一層エスカレート、今日にいたっ
たのである。法律に暗い私達の目から見ても、
これはおかしいと思わざるを得ない。事実、憲
法学者の間では「自衛隊違憲」論者が、圧倒的
多数を占めているというではないか。

ともあれ、この判決に対する賛成・反対の論
議は、さまざまに展開されるであろう。議論は、
大いに結構なことだと思う。だが私達は、あく
までも戦争放棄と軍備不保持を高らかにうたっ
た、世界唯一の平和憲法を忘れてはなら
ないと思う。国家憲法によってもたらされる戦争
こそ、人間生命を軽視し、全人類の悲願である
恒久的世界平和樹立を根底から阻害する元凶で
あることを、私達は深く認識しなければならな
い。

生命の尊厳を根底に、絶対平和主義を掲げ、
主張し、実践してきた。今回の判決が、そうし
た私達の活動と符号することはいうまでもな
い。したがって私達は、この判決を契機に、憲
法第九条の解釈における国民的合意を盛り上
げ、それを持続的な国民運動にまで展開し、戦
争への暴走に歯止めをかけなければならないと
思う。それが、我々の生存の権利を守り、平和
社会建設への第一歩になることを、私は強く確
信するものである。

このように国民の声をいま長官の前に発表したわ
けであります。防衛庁長官としてのお立場もあり
まじょうけれども、これに対する御回答を願いた
い。

○国務大臣(山中貞則君) 国民の声といいまし
ても、どういふ人がどういふ場所において発表し
たものか、よくわからないままにお答えをするわ
けですが、しかし、一国民の声であることは間違
いないものだとも私も受けとめて御答弁をいたし
ます。

そういう御見解の大部分の考え方については、
私も同感できます。ただ私たちは、一番判決があっ
たといつても、それに対して上訴をいたしており
ますし、上訴をするところのゆえんは、あらためて
繰り返し申しませんが、われわれの持つ自衛隊と
いうものは、憲法前文の精神並びに九条一項、並

びにそれを受けた二項に違反しない範囲の自衛力である。そういうことを確信いたしておるわけでありまして、この点については、私も自衛力を持つがゆえに、いまおっしゃったような、再び戦争への国家の名においてなされる国民の生命への危険というものを防ぐということについては、これは私も考えを一新いたします。私たちも、二度と戦争の起こらぬことを願う日本国民として、敗戦の教訓をいつまでもかみしめて、そしてむしろ世界平和の先頭に立って、わが国がまた唯一の被爆国でもありますし、その使命を果たすべき別途の役割を持った国家である。したがって、わが国はみずから原因となつて外国に威圧し、強圧し、強奪し、あるいは交戦権を行使し、戦力を保有するに至るというようなことは絶対にしてはならないものである。そういう角度からいえば、私自身も同感する点があると云わなければなりません。

○宮崎正義君 声なき声を聞く。国民の一人の声であらうとも、これはいま長官もおっしゃられたように、大かたのところが賛成であるというふうなふに私は受け取りました。御答弁で、それでもう一人、またこういうふうなことを言っていることも聞いていたのだと思います。

「違憲判決」に鑑み政府
「長沼裁判」のあとを受けて、政府は直ちに札幌高裁に控訴することを決定したようであるが、それとともに発表された二階堂官房長官の「政府としては、この判決があつたからと言って、自衛隊の運営や防衛力整備の方針に変更を加えるつもりは毛頭ない」という政府談話は、はなはだ穩当な内容だと、私には思われた。いかに下級審とはいへ、裁判所の判決である。その判決を無視するが如き談話を、堂々と発表する政府の真意を疑問に思う。これでは国民一般に對して、下級審の判決には従わなくてもよいと言っているのと同じではないか。いかに意にそわない判決だからと言って、また第一審だからと言って、法治国家を自認する政府みず

からが、これを無視するのは許されないことだと思ふ。

このように言っております。このことにつきましては、当委員会の同僚委員がすでに論議を尽くされておられることだと思いますが、やはり国民もこういう考えのもとにいるという、あらためて私たちが声を代表したことについて御回答を願いたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) きようは官房長官も総理もおられませんが、法制局も来ておりませんが、また法務大臣も訴訟当事者として来ておられませんが、私が憲法解釈について、一義的に全面的に、政府の意見を代表してものを言うことは差し控えたいと思ひます。私は国民に對して、そういうものの言い方をしたことは一度もございせんが、官房長官の談話というものは、すなわち政府の憲法解釈に立つ一審判決に承服せざるゆえんを述べたわけでありまして、私たちとしては、政府がその一審判決の内容について不服であつて、直ちに上訴の手続をとるということとして、政府の姿勢を定めたものであります。言うまでもなく、自衛隊の問題がその焦点であるとはいへ、私は隊務の統括者であつて、内閣総理大臣の指揮監督を受ける立場にございまして、したがつて、この種の問題は、私自身の見解よりも、政府の見解というものを求めたいだいたはうがよろうと思ひますが、私自身としては、政府の見解に従つて、隊務の指揮監督権者である総理の御方針を受けて、隊務を統括してまいるつもりであります。なお、そのようないろいろの個人の見解というものは、また賛否論がございまして、私の手元には、自衛隊員はもちろんそういう手紙をよこす立場にありませんが、一般の国民から、やはりお勵ましのことも、たくさん電報、手紙等であつたのだと思ひます。このことについては論議は過去に尽くされております。もう一人言つてみましょう。

○宮崎正義君 このことについては論議は過去に

「政府も自衛力が必要であるという以上、もつとその必要性を国民ひとりひとりが納得するように説明してもらいたいし、野党の方々も今回の判決を自党の勝利と宣伝の具にするだけではなく、非武装中立でどうして独立国としての安全を保障していくことができるのか、国民が納得できるように具体策を示してほしい。それをせず、お互いに戦争の具に供することはやめてほしい。」これは七十一歳の方で、長男をなくした人の声でございませう。こういう声もございませう。

さらに、報道機関の一つを例にとつてみますと、「交戦権は一切放棄から」「自衛のために実力保持まで」「憲法九条政府見解の変遷」という見出しで報道をされている記事がございませう。これも中には論議をされた一部分がございませうが、これも年代を追つて書いて報道されておりますので、御参考にしたいと思ひます。もうおわかりでございませうけれども、御参考に私は読み上げてみたいと思ひます。

◇吉田首相(21・6・26) わが国はいかなる名義をつくしても交戦権は放棄する。放棄することによつて全世界の平和の確立の基礎を成す。近年の戦争の多くは国家防衛権の名において行われてきた。したがつて正当防衛権を認めることは戦争を誘発する考へ方でもある。この憲法は直接には自衛権を否定していないが自衛権の発動としての戦争も交戦権も放棄したものだ。

平和国際団体が確立された場合に、もし侵略戦争を始める者、侵略の意思を持って日本を侵す者があれば、平和に對する冒犯者なので世界の平和愛好国はこの敵を克服すべきだ。

◇木村保安長官(24・2・1) 軍隊とは十分なる装備を持つて戦い得る力だ。警察予備隊はさうな編成を何も持たない。憲法九条の戦力にあたらない。

◇吉田首相(25・1・29) 日本が武力によらない自衛権を持つことは明らかだ。どんな状況で自衛権を発動するかはその時の事情によつて

内容も違ふ。

◇同首相(27・3・6) 私は戦力を持つてはいけなかつた。憲法は戦力をもつて国際紛争の手段にするということに禁じているのだ。自衛手段としての戦力を禁じていない。

◇同首相(27・3・10) たとえ自衛のためでも戦力を持つことは再軍備であり、憲法の改正を要すると訂正する。自衛隊は戦力なき軍隊である。

◇林法制局長官(29・12・21) 国家が自衛権を持つて以上、憲法が現在の自衛隊のような国土保全を任務とし、そのために必要な限度において持つ自衛力を禁止しているとは考えられない。

◇大村防衛庁長官(29・12・22) 自衛隊は外国からの侵略に對処する任務を有する。これを軍隊というなら自衛隊も軍隊といえる。しかし必要相応な範囲の実力部隊を持つことは憲法に違反しない。

◇林法制局長官(30・7・26) 自衛のために日本が外国から侵略を受けた場合、排除する意味において行動する権利は否認されてはいない、と考える。

◇鳩山首相(31・2・29) 侵略の手段としてわが国土に對し、攻撃が行われた場合、自滅を待て、というのが憲法の趣旨ではない。必要最小限度の措置、例えば攻撃してくる誘導弾の基地をたたくことは法的には自衛の範囲に含まれる。

◇岸首相(32・4・24) 外国からの急迫不正な侵害を受けたとき、これを防止するだけの必要最小限度の力を保有しても憲法に違反しない。

◇同首相(32・4・25) 核兵器とつけばすべて憲法違反、というのは正しくない。攻撃を目的とする兵器はたとえ原子力を用いなくても憲法で持てない。ただ核兵器と名がつけばどんなものでもないか、といわれると今後の発達をみなければいけなかつた。

◇池田首相(38・6・25)自衛力とは国内、
国情、あるいは世界情勢などによってきめるべ
きだ。

◇政府答弁書(44・4・8)性能上純粹に国
土を守ることに用いられる兵器の保持は憲法
で禁止されていない。性能上相手国の国土の潰
滅的破壊のためにのみ用いられる兵器の保持は
憲法上許されない。

◇高辻法務局長官(46・5・7)自衛のため
の必要最小限度を超えるようなものが憲法九条
で否定している戦力である。それ以下の実力の
保持は禁止されていないという政府の考え方に
変わりがない。

◇田中首相(47・11・13)自衛隊は専守防衛
のためのものであり、相手に応じて質的には向
上する。しかし、憲法九条のワケは越えない。

◇同首相(48・6・7)憲法九条が保持を禁
じている戦力は、自衛のための必要最小限を越
えるものである。それ以下の実力の保持は禁
じられていない。

長い間読みましたけれども、こういうふうな報
道がまとめられておりますので、私は、今日まで
この点についてずいぶん論議が重ねられてきた、
その時点を含めながら、いま自衛力とかある
いは戦力とか——自衛力についても論議ありまし
た。戦力については、もう盛んに、首相がおいで
になったときにも戦力についての討議は繰り返さ
れました。また、自衛的なものか、攻撃的なものか、
境界というのはどこが境界なのか、兵器というの
はどの程度までの兵器になるか、兵器というの
という問題、あるいは自衛の措置というこの憲法
上からいふ軍事上の概念や、こういうふうなこと
がまだ議論を尽くされていないと思ひます。

したがって、同僚委員の中からも、この憲法を主
体にした、もっと自衛力の問題も憲法を根底にし
た論争というものをさらに積み重ねていかなけれ
ばならないということ、これはお互いにやろう
じやないかという総理のそのような答弁もござい
ました。これは私は、いまの国民の一人の声を聞

いてもやるべきであると、長沼判決による違憲か
合憲かというこの一つのチャンスを通じてやるべ
きであるというこの声も、やはりわれわれが論議
をされてきた中で論じられていることでもありま
すし、こういう点について、私は私の立場で防衛
庁長官に、今後どういうふうにしてこういう問題
を処置して国民を納得させていくかということ
を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 正確には総理が、もし
くは法制上の見解を示す法制局において答弁すべ
き問題が多いと思ひますが、しかし、全体を踏ま
えての、今後どうするかという部門について私か
らお答えをさせていただきます。

確かに、その問題は、政府が憲法の問題では合
憲なりと言ひ、あるいは司法の第一審において合
憲でないと言つたという問題も踏まえて、私たち
は、あくまでも憲法の前文並びに第九條の許容す
る範囲である、こう言ひ続けております。また上
訴もいたしました。したがって、この問題は、国
会において、国権の最高機関たる機能において、
最終的にそれが範囲内であるかどうかの議論は今
後も続けられてしかるべきと思ひます。また、
判決は規模、装備、能力のことで違憲と言つて
はおりませんで、そのような人的、物的、組織的
な存在、あるいはそれをささえる産業まで憲法違
反だというのが判決の帰結するところであつて、
装備、能力というものが境界を越えておるとい
うのは付随的な意見の開陳となつておるわけで
あります。一国民の意見として読み上げられまし
た。そういうふうな——各党それぞれ皆さん自分の党
の主張というものを持たせてはおりますが、自分
たちはこのような主張をしているんだ、自分たち
の政権のもとにはこのような憲法を持ち、このよ
うな自衛の措置をとるんだということについての
見解を披露して、そして、これでどうだという議
論は、きのう、やつと前川委員と私との間でその
片りんに触れた程度であると思ひます。したがつ
て、今後、その問題をいつも、絶えず、そしてと
ことん議論をしていくことが、ほんとうの日本の

憲法を受けたシビリアンコントロールの実をあげ
ることになる。そしてまた、それが国民にとって、
われわれの国はどのように守らるべきか正しい
か、そのためにはどの党の主張が一番われわれに
とって受け入れやすいものであつて、それがまた
一番価値のあるものであるという判断をするのに
素材を提供することにならうかと思ひます。した
がつて、そのような論争は今後といへども絶やし
てはならない議論であり、また、それを政府も積
極的に、野党の皆さんもまた国会の場において、
最終的文民統制の場としての機能を發揮するため
の前提としての各党の立場を明確にしながら議論
をしていくということを今後ぜひ進めてまいりた
い、私もそのようなことを願ひいたします。

○宮崎正義君 御存じのように、日本が敗戦をし
たとき、その敗戦の、もう二度と戦争というもの
はしてはならない、戦争を放棄するという、永久
に放棄するという立場の上から憲法第九條という
ものができてきた、それはもう申し上げることも
ないわけでありまして、先ほど、報道されてまどめ
られたものを読んでみましても、この交戦権は一
切放棄したということから、今日の自衛のための
実力保持というものが、時代の機相によつて変
わつてきたということも、これはある程度認めざ
るを得ないと思ひますけれども、いまお話をあ
りましたし、私も申し上げました境界の問題が、
どこが境界であるかということが、いま長官から
今後の課題としてお互いが話し合つていくとい
う場をつくりたいというふうな答弁もありました
ので、これはすみやかに、これを一つの契機として
進めていくことを私は要望しておきたいと思ひ
ます。

そこで、総理を迎えての長沼判決に対すると
きに保安林等の問題が論議されていなかったよう
にも思ひます。そこで、この保安林の解除問題に
ついてきょうは少しお伺ひをしてみたいと思ひま
す。

判決の中で、「執行停止の申立てについては、昭
和四十四年八月二十二日札幌地裁は執行停止の決

定を行つたが、八月二十六日農林大臣が札幌高裁
に即時抗告を行つた結果、昭和四十五年一月二十
三日これが認められ、原決定を取消し執行停止申
立てを却下する旨の決定がなされた。」「訴訟は、
昭和四十四年十月四日および六日に以上のほか二
件一八六名から当初の事件と全く同様の訴えが提
起されたので原告の数は合計三五九名(なお、転
居等による訴訟の取下げがあつたので、訴訟終結
時の原告数は二七一名である。）」となり、第二回口
頭弁論以来合併して審理されている。」「本訴は、
昭和四十四年十月三日を第一回として以後おおよ
ね隔月に口頭弁論が開かれ、昭和四十八年三月三
十日の第二十七回をもつて結審となつた。」とい
う途中からの経緯であります。この問題点で最初
に、「訴訟について」というものとこのところに戻りま
す。」「昭和四十四年七月七日の解除に対し長沼
町民一七三名から「保安林解除処分取消請求の訴
訟」および「保安林解除処分執行停止決定の申立
て」が札幌地裁に提起された。取消請求の主なる
要点は次のとおりである。1 憲法に違反する自
衛隊のミサイル基地設置は、森林法第二十六條第
二項の「公益上の理由」に該当しない。(いわゆる
自衛隊違憲論) 2 保安林解除の必要性がない。
(自衛隊は全国に広大な基地、演習地を有してお
り、馬追山に高射教育訓練施設を設置しなければ
ならない理由がない。) 3 保安林の機能に代替す
る機能を果たすべき施設(富士戸一号ダムと砂防ダ
ム七基)は不備である。4 聴聞会は混乱し、異
議意見を陳述するに至らなかつたので、法定の聴
聞手続が行われていない。」「こういうふうなことを
訴訟に言われております。

この公益上の、森林法第二十六條第二項の「公
益上の理由」に該当しない、この問題については、
わが党の黒柳委員がきょうと触れただけでいま
したけれども、この点についての長官のお考えと、
それから林野庁の御答弁を願ひたいと思ひます。
○国務大臣(山中貞則君) これは自衛隊が憲法違
反である、したがって、その憲法違反の存在のもの
が、公益上の理由を名として水源涵養保安林を解

除する行為というものが行なわれた、そのこと自体が、すなわち公益上の理由の発生するものである。自衛隊が、公益上の国民の立場から存在することが憲法違反で否定されたのであるから、したがって、そこには公益上の理由が存在しない、したがって、水源涵養保安林の指定の解除というものはそれは取り消すべきだ、こういう論法になつておられる。したがって、私も、その憲法違反であるというものが自衛隊というものを、政府としては憲法違反ではなく、前文の精神あるいは第九一条、二項を受けてなお許容されるべき範囲のものであるという立場をとつておりますから、私たちが、これはまあ法務大臣なり総理なりの意見でありましょうが、訴訟をこれから上訴いたしました、その上訴文をつくり上げますけれども、そういうまず大前提として、自衛隊が違憲であるからということについて承服しない。それが解決すれば、今度は逆に、逆の論法が展開されて、自衛隊が合憲であれば公益上の理由も発生をし、公益上の理由が発生すれば、当然水源涵養保安林の伐採許可も可能となり、それに對して代替された、代替建設された施設というものが十分であるかどうかという、機能しているかどうか、代替し得るかという判断もまた、私ももとしましては、十分それにたえ得る各種のデータのもとに各種の工事を行なっているという、逆な論法で成立していくことを期待しているということになるかと思ひます。

○政府委員(福田省一君) 保安林の解除の場合、森林法第二十六条に基づきまして、第一項は指定理由の消滅、第二項が公益上の理由により必要が生じたときとなつておりまして、私たちはその第二項を適用したわけでございます。

ただいま防衛庁長官からお答えしたとおりでございますけれども、一つは、国家の防衛及び防衛施設の設置はきわめて高度の公益性を持っているというところでございまして、もう一つは、その敷地としましては本件の土地が最適でありまして、他に適地は見出しがたい。第三点としまして、し

かも解除の面積は必要最小限度のものであると判断をいたしました。それからもう一つは、解除による保安上の利益につきましては、代替施設の設置によりまして完全に補てんされておるといふに判断したものでございまして、したがって、公益上の理由により必要が生じたというふうなことでございまして、

○宮崎正義君 この公益上という二十六条の二項の問題ですが、何のために、また何が、だれのために、どうすることが公益上なのかということになつてきますと、いろいろ論争を繰り広げなければならぬと思ひますけれども、その前に、森林法第一一条の目的について、その精神といふか、法の根本的な考え方というものを、これをひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(福田省一君) 森林法の第一一条は、森林法の法律の目的が出てくるわけでございまして、「この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項及び森林所有者の協同組織の制度を定めて、森林の保護増進と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。」というふうなことがございます。したがって、この森林法の中におきましては、一番大きいのは、将来の日本の森林をどのように持つていくかという基本的な計画、制度というものと、それから日本の森林の中で、これは森林そのものがすべて水源涵養とか、あるいは国土の保全であるとか、あるいは環境の保全という機能は持つておりますけれども、その中で特に重要なものにつきますのは、保安林という制度を設けてまして、この保安林を森林法の中では第二に大きく位置づけております。第三番目には、森林所有者の協同組織の制度というところでございまして、これは要するに、日本の特に民有林の所有者というものはきわめて零細でございまして、五ヘクタール未満というものが九割を占めておる。そういう零細な森林所有者を、協同して計画的に仕事をやって将来森林をよくしていくという考えから森林組合という制度を設けております。こ

の三つが森林法の中で大きな柱となつてゐるものでございまして。こういったことを活用いたしまして、現在ある日本の森林の蓄積をさらに大きくし、もつとよい森林をつくつていくというものがこの法律の目的でございまして。

○宮崎正義君 その森林法の一重要なものは、三つの柱の中の一番最初に大事なものと取り上げられました保安林ですね。この馬追山の森林の、保安林の歴史といふことが、歴史的経緯といふことが、それをひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(福田省一君) この保安林の制度は明治三十年の森林法ですでに発足いたしてございまして。この長沼の保安林は馬追山国有林と呼ばれてゐるわけでございましてけれども、林野庁所管の国有林はこのうち六十七ヘクタールでございまして。昭和四十二年六月に防衛施設庁に所管がえしたものでございましてけれども、すでにいま申し上げましたように、明治三十年に発足した森林法の中で、この長沼町を、水田の用水とか、あるいは洪水による災害の防止のために水源涵養保安林として指定されたものでございまして。

○宮崎正義君 この指定されたのが、私は歴史を聞いてゐるわけですが、歴史的な経緯、今日に至るまでのこの馬追山ですね。

それと、もう一つ質問を続けていきますと、先ほどお話しになりました、一番大事な森林法の中の保安林というものの對する説明の中でちよつと触れたようであります。この保安林の施設、保安林の指定ということについては、これは非常に重要な課題があるわけですが、したがって、この保安林というものの對する考え方が重要であるというところで、しかも森林法の第一一条には、第一條で「森林の保護増進と森林生産力の増進とを図り、」というこの大事な事項、これらを考えながら、この馬追山の歴史的な経緯と、そして現在何ヘクタールあつて、そのうちのどれだけのものが、この所管がえをしたものなのかという、もう少し具体的に、親切に説明願ひたい。

○政府委員(福田省一君) 少し簡単に過ぎまして申しわけございませんでした。もう一度申し上げますけれども、本件にかりますところの団地の保安林、明治三十年それから四十二年ないし四十四年の四回にわたつて、長沼町及び由仁町の水田用水の確保、それから洪水による災害防止のために水源涵養保安林に指定されたものでございまして。指定当時の面積は二百六十一ヘクタールでございましたが、昭和二十四年、二十七年の二回にわたつて、開拓用地に充てるために保安林の一部の解除が行なわれております。その結果、保安林の面積は、長沼町が一十九十六ヘクタール、由仁町は四百十二ヘクタールの合計千五百八ヘクタールとなつたものでございまして。防衛施設庁に所管がえした六十七ヘクタールのうち、三十二ヘクタールとそれから林野庁所管国有林の約三ヘクタール、この三十二ヘクタールは連絡道路の敷地でございまして。三ヘクタールは連絡道路の敷地でございまして。本件保安林指定の解除処分がなされたものでございまして、この解除処分が本件訴訟の対象になつたものでございまして。

○宮崎正義君 御説明がありましたように、国土の保全と国民経済の発展のために寄与していかなければならないのは、この大きな役目を持つてゐるのは、保安林ということと指定をされて、そして国民を守るという形と同じことだと言えると思ひます。その保安林が、私が何も説明申し上げることもなく、特に第二十五条で指定がされておりました、これには十一項目にわたつてこのようなものをしなければならぬと出ておりますね。ついでにこの二十五条の一項目だけをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(福田省一君) 保安林に関する第二十五条の規定でございまして、「農林大臣は、左の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。但し、海岸法」「第三号の規定により指定される海岸保全区域」「については、指定することができない。」とございまして、保安林の種類をこ

ここに十一番まで書いてございます。ただ、これを正確に申し上げますと、十一に分けてございいますが、機能別に見ますと、十七種類の保安林があるわけでございます。

第一は水源の涵養保安林。これは、御承知のように、森林に降りた雨を、一時森林がこれを押えまして地下水として流出させる機能を持つておるものでございまして、これは水源涵養保安林、これが保安林の中でも一番面積が多うございまして、全体の保安林の中で約七五%を占めておるものでございまして、その次が土砂の流出防備の保安林。これは木が有るまじと、急傾斜地の土砂が、雨が降りますと流れてしまいがちでございます。それを押える機能を森林が持つておるわけでございまして、この土砂の流出を止める保安林を土砂流出防備保安林としております。これがまた保安林の中でも比較的多いものでございまして、全体の中で占めますと土砂の流出は二一%になっております。その次が土砂の崩壊防備保安林。これは森林の中で木が有るまじと、土砂と石ころというものはくずれ落ちてきます。で、樹木があるためにその山の崩壊を押えるわけでございまして、こういう機能を持つておりますのが土砂崩壊防備保安林でございます。これはまあ数からいいますと、土砂流出保安林ほどでございまして、約一%ぐらいでございまして、この三つが国土の保全、水資源の涵養という意味で一番重要な保安林でございますし、比率も一番多くて、大部分がこの三つの保安林で占めております。

まあそのほかに、ここにございましてのは飛砂の防備。海岸地帯の砂を押える機能を持つている保安林、これが飛砂の防備保安林でございます。それから風害の防備保安林。これは耕地、宅地を保護するための保安林でございます。それから水害防備保安林というのがございます。これは川の水害を押えるというのことは昔からいわれております、その保安林でございます。それから潮害防備保安林。潮風から農作物を守るというふうな潮害防備保安林でございます。それから干害防備保安

林がございまして、干害というのは干ばつ。干ばつの場合に、森林が有るまじと蒸発作用を防ぐ作用がございまして、干ばつ防止の保安林がございまして、雪害の防止。これは特に北陸地帯とか東北地帯、雪が、なだれが落ちてきますので、そういった雪の害を押えるというのがこの雪害の防備保安林でございます。それから霧害の防備保安林。これは海岸地帯の霧と限りませんが、霧から農作物を保護するという意味の保安林でございます。それから、なだれの防止保安林。落石防止の保安林。それから火災の防備保安林。それから魚つき保安林。魚つき保安林というのは、これはここに木が有るまじと魚がそこに寄つてまいります。昔からそういうわけでございまして、保安林というのがございまして、それから航行目標保安林というのがございまして、これは船が、昔は灯台がございまして、船の航行目標になって、いまでもこれを使っている場合がございまして、それから公衆の保健保安林。これは最近一番需要が多いんでございまして、レクリエーションのために都会の皆さんが山へ行かれる、これを保安林に指定しております。今後は林野庁としましてこれをひとつ強化していきたいと考えております。

それから名所または旧跡の風致の保存のための風致保安林というのがございまして、これは京都の嵐山のようなところとか、黒磯の那須に入る赤松林とか、幾つかこういった風致保安林というのがございまして、以上が保安林の全部でございまして、
○宮崎正義君 長沼の場合は水源の涵養のためというのが主体でございまして、
○政府委員(福田省一君) さようでございまして、
○宮崎正義君 説明になりましたその雪害、これもゆがせにできない問題だと思つてわけですが、
ね、どうでしょう、
○政府委員(福田省一君) 雪の害を防ぐ鉄道の防雪林のようなものはこの種類に入るわけでございまして、雪が降る地帯におきましては、住宅とか耕地を守るためにそういった雪害防備保安林――

まあそういう、主として水源涵養保安林といつても、水源涵養だけであつた機能はないんだというものでございまして、先生、ただいま御指摘ございましたように、大体森林というのにはあらゆる機能を備えております、いま申し上げましたように、特にその中で重点的なものを取り上げまして水源涵養保安林とするわけでございまして、水源涵養保安林の中にも雪害防止の機能であるとか保健機能というのとは当然あるわけでございまして、
○宮崎正義君 それでは、先ほど御答弁のありました千五百八ヘクタールです、残っているのはその中の六十七ヘクタールを所管がえをしたわけですね、その六十七ヘクタールの中のその施設にやつたのが三十二ヘクタールですね、そうして三十二ヘクタールをその施設の建設地として建設をしたわけですね、

○政府委員(福田省一君) 所管がえいたしましたのは、ただいま先生御指摘のとおりでございまして、その中で三十二ヘクタールの施設用の土地と、それから道路用の三ヘクタール、合せて三十五ヘクタールがそのうちの解除された保安林でございまして、所管がえしました森林全部が解除したものでございまして、
○宮崎正義君 それはわかりました。三十五ヘクタール――道路を入れましたね、連絡道路の敷地三ヘクタールを入れて三十二足す三ですから、三十五ヘクタール。これはそのとおりになっていまして、所管がえした中の三十五ヘクタールですね、道路はまた別でありましょうけれども、千五百八ヘクタールの中の六十七、その中の三十五ヘクタール、これで間違いありませんね、
○政府委員(福田省一君) 御指摘のとおりでございまして、
○宮崎正義君 そうですね、
○政府委員(福田省一君) 六十七のうち三十二ヘクタールが解除したものでございまして、それからあとでつけ加えました道路の三ヘクタール、これは解除いたしましたけれども、これは国有林の道

路としてそのまま残つておるものでございまして。結論的には、保安林解除したものは、三十二プラス三ですから三十五ヘクタールということになります。

○宮崎正義君 それでは、御答弁がありましたように、この保安林の指定したのは明治三十年、しかもこの馬追山は四十二年――御説明によると四十二年、四十四年と言ひますけれども、四十三年も私は含まれていゝと思つてゐるのですが、四十二年、四十三年、四十四年に保安林としてその指定をされてゐる。そしてその御説のように、由仁と長沼にその一部払い下げをして千五百八と、そうですね、そうですね。そういうふうな、この地帯とすれば非常に大事な場所でありまして、一番いい場所がこの基地を設けたということになるわけでございまして、そのことから考えて見まして、私が申し上げるまでもなく、樹木はお互いが根を張り合つてお互いが持ち合つてゐる、そして風雪に耐えている。新国道をいま道路建設でどんどんつくつていきましたと、その道路をつくつていく――五十メートル、百メートルぐらゐまでの間は、国道をつくつていった関係で森林がおかれて、倒れていくものがないふんあるはずで、これは北海道あたりは特にそういう自然を破壊された――国道をつくつていくことはけつこうなんだけれども、その森林が破壊されてきて、自然が破壊されてきて樹木が倒れていく、倒木していく、その石数なんかも私は調べておりますけれども、どれほどの被害があるかということも調べておりますけれども、申し上げたいことは、いま答弁にありました三十二ヘクタール及び道路として三ヘクタール、三十五ヘクタール伐採したということ、これは森林を守つていく意味においては非常に大きな問題点がある、このように私は思つてわけですが、ね、どうなんですか、
○政府委員(福田省一君) 林野庁といたしましては、先ほどもちよつと申し上げましたように、森林を適正に管理し、むしろ将来にわたつて、いまよりもよい状態の森林をつくつていくということ

を一つの目標にしているわけでございます。三千七百万ヘクタールの国土の約七割、二千五百万ヘクタールが森林になっているわけでございます。保安林はそのうちの約三割ぐらいになっております。将来は保安林も、先ほども申し上げましたように、重要な水源涵養保安林はもちろん、国土の保全の意味で土砂崩壊、流出防備保安林、それから特に最近需要のございます保健保安林を拡充していく計画を立てているわけでございます。そういう意味で、森林の管理につきましては、林野庁としては将来さらによい森林を造成していくことを目標として、ことしの二月に閣議決定していただきまして、この二月に閣議決定していただきまして、資源に関する基本計画というものをとしまして、これは五十年先の見通しでございます。こまかな計画を立てて、それを実行していただくわけでございます。

○宮崎正義君 木は、申し上げるまでもなく、植えたからすぐ役に立つものじゃないですね。何十年という歴史を経て、そして一つの森林ということになること、これはもう言うまでもないわけですが、それが、その五十年計画等、これはけっしてございませぬけれども、そうでなくとも今日、山林をどんだん宅地に変えていき、しかも道路をつくっていくながら自然を破壊していき、こういう傾向になっている中で、いま御答弁がありましたように、大事にしていかなきゃならないという御答弁と逆なことを許したということに私はなっているんだと思うんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(福田省一君) 確かに、森林の中に道路をつくりましますと、その部分だけ森林は減るわけでございます。道路と限らず、保安林解除に関係しまして一番多いのは、やはり道路関係が件数で一番多いんでございますが、その他ダムをつくるとか、あるいは電線敷設をつくるとかいう場合に解除される場合が通常多いわけですね。今回の長沼の場合も、一つの防衛施設として計画されたものでございまして、国の事業でございまして、それを公益性ということで、その必要性の判断の上から解除いたしましたものでございませぬけれども、いずれにしましても、保安林を解除をいたします場合には、その公益性の必要があって、それに基づいて解除をいたしますが、この法律的な義務はございませぬけれども、その指導の精神といたしましては、それにかわる代替施設を必ずつくるということを前提といたしております。

○宮崎正義君 公益上ということとは、先ほど私も申し上げました。国で防衛のためにやるのが公益上だからその許可をしたということなんですね。けれども、だから、私さっき一番最初に申し上げたのは、何のために、だれのためにそれがほんとうに公益上になるかという、そういう観点の上に立って、しかも自衛隊というものが違憲であるという、あわせて考えの上で立っての判断に基づいて今回の判決が出てくるわけですね。したがって、法的一条精神ということがほんとうに守られているのかということ心が心配なわけです。これはもう随所にあるんです。長沼だけじゃないんです。やがて八雲のほうにも来るかも知れない。全国至るところに基地の施設をつくっていくこととすれば、その問題が当然将来も起きてくるわけですね。それが公益上だ、公益上だと言って、国のためだ、国のためだと言いつつ、その実態は、一番大事な基本法である、その基本の目的であるものが失われていき、しかも自然を破壊していき、それが今度は国民生活に大きな影響を与えてくるということを考えていけば、これは許されない問題だと私は思うんですが。

○政府委員(福田省一君) いま、公益のために解除した事例を申し上げたのでございませぬ。やはりいま申し上げましたような種類のものは、すべてそれぞ国民のために必要な施設ということで、その意味で公益上の理由があると判断したものでございませぬが、先ほど申し上げましたように、森林の維持管理につきましては、私たちの考え方は御説明したとおりでございませぬ。保安林以外の普通林につきましても、ただいま先生から御指摘がありましたので、まだ森林法の改正を検討して

る段階でございませぬ。いずれ乱開発規制ということとは普通林についても考えてまいりたいと思っております。そういうことで、保安林につきましても、従来から今後にかけて増加いたしております。全体といたしましては、また森林につきましても、現在の段階では、過疎地帯におきましてはむしろ森林はふえる、都市近郊においては減る現象にはございませぬけれども、全体として森林はそう減っているものではございませぬ。

しかし、公益の目的ということについては森林の伐採が行なわれれば、当然保安林の場合にはその機能は低下いたします。この低下しました機能、たとえば水源涵養保安林におきまして、水源涵養の機能が低下するわけでございますから、水源涵養の機能というのはいくつかあるわけですね。洪水を防止する、あるいは水を飲み水とか農業用水に利用する、そういう水を涵養するわけでございませぬ。で、森林の機能が、水源涵養機能が低下しました場合には、洪水を防止する施設、あるいは飲み水を利用する施設、あるいは農業用水を利用する施設というふうなものを必ずこれを管理しまして、その利益を受けている人たちに迷惑のからぬように考えることにいたしておるものでございませぬ。

○宮崎正義君 これ、念を押しておきますが、公益上の問題ということになりますと、立場が違いますが、どこまでいっても並行線を引くだろうと思っております。それは別として、公益上ということとで今後そういうことがあつては容易ならざるものだということが私にはこの際言っておきたいわけですね。いま御答弁がありましたように、水源涵養の七五割を占めている森林というものが、これが公益上から伐採していき、今度あと治水工事をやり、ダムをつくって、そうして防いでいくようにしていけば、これはいいんだという安直な考え方というものは、これはお持ちではないでしようね。

○政府委員(福田省一君) さきに申し上げましたように、林野庁は森林を管理し、これをさらによ

くし、将来これをふやしていくということが一つの基本姿勢でございませぬ。でございませぬので、保安林と限らず普通林についてもさらに規制をまいりたいというところで森林法の改正を出しているわけですね。ですから、公益上の理由がどういふ場であつても、最小限度に私たちはそれを押えていきたいというところは基本的に考えているところでございませぬ。

○宮崎正義君 そこで、いまやりとりをやつてまいりまして、そうして先ほど私が概要について触れました中に、保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設、富士戸一号ダムと砂防ダム七基は不備であるという点があるわけですね。これについては若干質問をいたしたいと思ひます。というのは、いま林野庁長官から御答弁がありましたものが、どのような形で代替されたかということが証明されてくると思う。必ず解除した場合は代替というものが考えられるわけですね。そうでせうね。その代替することは、やるようになっておりますけれども、民間の場合なんかあまり考えられてないところもいろいろあるわけですが、それは別として、今回のこの保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設、富士戸一号ダムと砂防ダム七基は不備であるという問題について、防衛施設庁ですか、この問題は不備であるという点についてどんなふうな考えを持っていますか。

○政府委員(高松敬治君) 水源涵養保安林の機能を補充するものとして、農業用水、飲料水、それから土砂流出、洪水等についての代替施設をいろいろつくりました。いま、不備であるという御指摘でございませぬけれども、判決の中にありますのは「前記富士戸一号堰堤についてはその設計の基礎となつた一〇〇年確率日雨量資料の不十分さ、またその設計過程における洪水の流出率、比流量の算定などにつきかなりの疑問点が残されておる、さらに砂防堰堤についての土砂流出量の計算などについても同様であつて、云々、こうなつておりまして、そこで、「かなりの疑問点が残されておる」という判決の指摘でございませぬけれども、

どの点にどういふ疑問点があるかというところは、残念ながらこの判決の中には出てまいっておりません。したがって、私もいましては、この「疑問点が残されておられる」という指摘ではございませぬけれども、その具体的な内容がわからない。で、私もいましては、むしろこの保全林の代替施設につきましては、いろんな条件を勘案して、十分にこれを検討した上で計画をして完成をされている。したがって、この点に不備はないものと考えておりますけれども、いまのような次第で、「疑問点が残されておられる」ということの中身がわかりませんので、判決のおっしゃることが実は私もよくわからないわけでございします。まあ、この点につきましては、これは訴えの利益があるという一つの根拠として、この点の疑問点の指摘が、「疑問点が残されておられる」という表現であるからであらうと、かように考えております。

○宮崎正義君 ばくが言ったのは、不備であるというの、そういうことを、判決の条文の中にあるものを総括して言ったようなわけで、確かに疑問があるというふうになっております。その言われた以上は何があるわけですか。それが全くないという御答弁なんですがね、考えられないというふうな。その言われていることが、判決文に個々に指摘されていないから、うちのほうじや戸惑っているというみたいないま御答弁だったんですがね。これに対して、より、どこどころだろうかと、あるいは、こういうところじやなかろうかというふうなことが、当然ばくはあつてしかるべきだと思ふんですがね。この点どうなんですか。

○政府委員（高松敏治君） その判決のその前にも引用しておりますように、大久保隆彦、同志満一善らの尋問の結果、それから原告の出した書類あるいは被告の出した書類というふうなことで一つの引用がございします。で、私も裁判の過程において、私どものほうの大久保というのは札幌地方施設局長でございしますけれども、施設局側の主張に対して、それに対する反論がなされたとい

うことは承知いたしております。しかし、裁判所が——その両方にやや違った意見のあったことは、原告、被告側に違つた意見のあったことは事実でございしますけれども、裁判所がその両方の主張をどういふふうにおとりになったのか。事実的な問題についてどういふふうな裁判所が認定をされたのか、その点の中身はこの判決文では全くわからない。やや疑問が残っております——「かなりの疑問が残されておられる」という程度の御指摘でございします。その点では、私もいましては、裁判所の御見解に対して反駁する材料がないわけでございします。そういう意味で申し上げたわけでございします。

○宮崎正義君 それでは、先ほど出していただきました、長沼町の関係周辺に対する事業実績及び四十八年度計画というものを示していただきまして、たけれども、これは私の要求した——説明が足りなかったのか、意が徹してなかったのか、これでは私の考えたものと少し違ふんですが、申し上げたいことは、この当初計画をされたものが途中で工事変更したとか、あるいは変更しないで工事が完了したものだとか、あるいはまだ工事が残っているものとか、そういうものの工事別の資料を出してもらいたい。そしてそれに対する予算をあわせて出してもらいたい、こういうふうには申し上げたわけなんです。私が直接言わなかったから、これ、見ますと、さっぱりわからぬのです。ただ、これ、何だか、四十三年から始まって四十八年の予算がだつたと並べてあるだけで、私のこのやつたものと——わからぬのです。どうなんですか。

○政府委員（高松敏治君） こういう説明をさしたらいかがでしょうか。ここに具体的に出てくるのは、百年確率日雨量資料がどのように出てきたかということですね。それに対応して、どのような設計をして、洪水の流出量や比流量を算定して富士戸堰堤をつくったか、そして過去の実績、いわゆる過去の降雨量が実績がありますから、その最高雨量が幾らであつて、そしてこの堰堤のつく

られたものを予想したものは最高何ミリまで耐えられるものであると、その後の実績はまたどうであつたか、それからさらに砂防堰堤についても同じようなことを説明させて、そういうことを私のほうではやっておりますがという説明をまずさしたらいかがでしょうか。——よろしゅうございしますか。

○政府委員（高松敏治君） けさほどお手元に差し上げた資料は、非常に時間がかかいませんでしたので、従来の周辺整備事業の実績と四十八年度の計画ということで、この半ピラの紙で差し上げたわけでございします。

内容はまあ非常におわかりにくいものと思ひますが、で、この表でまいりますと、四十三年から四十七年までに十九億六千三百六十四万円。そのうちで、この表には書いてございませぬけれども、代替施設の建設費用としては十億七千七百万円でございします。

それから、いま大臣のおっしゃった……
○宮崎正義君 いや、私も一度、具体的に長官が言われたことですね、それはそれとおりになんです。もつとこうこまかくいえば、上水道の施設工事については、この事業については、当初計画どのように考えていて、そして実際はどうなったのか。そういうその当初計画と現時点の進捗状況、完成したものの状態、そういうものが計画変更なくそのままだったのかどうか。一つの例をあげれば、さうであり、またダムでもさうであり、砂防ダムでもさうであるということなんです。そういうふうなことも聞いていかなければ、この疑問点があるということ、これの判断というものが出てこないんじゃないか、こう思ふわけです。

○政府委員（平井啓一君） 御答弁、私から申し上げます。まず、水源涵養保安林三十二・五ヘクタールを伐採したことに伴ひまして、その保水機能が低下した分を代替するところの施設としましては、四つの施設を計画したわけでございします。

まず第一番目には、農業用水の不足、これを補うための施設でございします。これはすでに既存の南長沼用水路というのがございまして、その用水路の水路の漏水——水が漏れるのを防止する工事を施すことによりまして、その漏水防止によって得ましたところの余剰水というものを——後ほど御説明いたしますが、富士戸一号堰堤というものを新しくつくりまして、そこに導水いたしまして、これをポンプアップして、従来は富士戸川の流域の渓流水、いわゆる谷間から流れてくる自然流水に依存しておりました分に相当する分、この分を農地に配水し、また富士戸一号堰堤にこれらの用水をためることによつて、水温上昇の効果をあわせ行なうことにしたわけでございします。これに要しました工事費は約六億四千万でございします。これは計画どおりに四十七年度で工事完成いたしております。

それから第二番目には、用水不足の一つとして、飲料水が不足いたしております。この飲料水は、第十二地区というところにあります六十戸の方々に對する上水不足ということをおカバーするために、既存の長沼町水道をこれらの地域に延長配管いたしまして、伐採によつて生じた飲料水の不足というものを、あるいはまた生じまふところの飲料水の汚濁というものをカバーする意味での工事をいたしました。この所要経費は三千万でございまして、そして、これも当初から計画いたしましたとおり実施いたしまして、これは昭和四十四年、四十五年の二年度で完成いたしております。

次に、第三番目には、ナイキの障地をつくり出すことに伴ひますところの土砂の流出、これにつきまして、土砂流出に対する十分な安全率を考慮した七基の砂防堰堤を設置いたしました。これは昭和四十五年度には工事を実施いたしまして、当該年度で終わっておりますが、工事費六千万でございします。

それから第四番目には、洪水に對する対策といひましては、この長沼地域、馬追山一帯の地域の特性等を慎重に考慮検討いたしまして、富士戸

川に富士戸一号堰堤というものを建設いたしました。そしてさらに既存の農業用ため池の、通常富士戸二号堰堤と称しております。これの脚部の補強等も行ない、また下流のほうの馬追運河の左岸、左の岸のかさ上げ等の工事も行ないまして、洪水流出に対しては万全を期したわけでありまして、この工事が約三億五千万でございまして、工事の期間といたしましては、四十四年度から四十六年度までかけてまして工事を完成いたしております。

そこで、問題になりますのは、これらの代替施設の機能が、判決理由の中に判示されているように、資料の不十分さ、あるいは疑問点というものがあつたのかどうかという点でございしますが、われわれといたしましては、たとえば百年確率日雨量につきましては、付近の千歳川の養鱒場、サケ・マス試験場におきましては、二五・七ミリという数値を用いて、十分な安全を見込んだわけでありまして、また、ちなみにこの長沼地区の近辺におきまして、過去四十七年間の最大雨量も一三四・五ミリという資料も得ておりまして、百年確率日雨量の資料につきましては、われわれとしては十分な安全を見たと思っております。また、砂防堰堤につきましても、土砂流出量の計算についても同様疑問点があると判示されておりますが、これにつきましても、日本治山治水協会の保安施設計画作成の手引きにのっとりた計算例に従いまして貯砂量を決定しております。砂防効果も算定上十分あると考えております。そして本堰堤の貯砂能力といたしましては二万二千三百三十立方メートルを考へておりますが、計画土砂量の三・一倍ないし三・九倍、七つの砂防ダムを平均いたしますれば三・四七倍の安全率を見ております。また、ちなみにこの砂防ダムをつくりましてから二年半の間で、堆積土砂量というものは千六百四十一立方メートルとなつておりますが、本堰堤の五十年間の計画流出量五千八百六十四立方メートルに比しまして、現実におきましても大幅

に下回つております。したがって、判示の点につきましては、われわれとしては、十分な資料に基づき十分な設計を行なったものと考へておるわけでございます。

○宮崎正義君 これはここで裁判の内容を、構造上どこが悪いかということをおもひ論議するあれはないんですけれども、いま御答弁によりまして、法にかなつたことをみんなやつてゐるからだいたいよぶだ、こう言つておられるのですが、上水道にしても、当初計画したものがそのまま計画されていつてゐると言うけれども、最初ポンプ一台備へつけて、あれは二台なかつたですか、どうですか。長官は長沼基地、御存じでございませう。

○国務大臣(山中貞則君) 行つておりません。

○宮崎正義君 私もできてからは行つておりませんけれども、札幌におりますものですから、知らないわけじゃございませんし、これは長沼と北村というところは、水田地帯はもうちよつと雨が降ると水びたしになる、この状況を歴史的にずっと繰り返してきつたのです。そういうところはまた高台ですけれども、これは工事の施行上の問題で馬追運河の話なんかも出ましたけれども、これなんかも若干いま、工地上のミスじゃないけれども、かさ上げをしてゐるという、そういうふうな、千メートルばかりかさ上げしてゐるというふうな、聞いております。これは現地へ行けば実態がすぐわかるのじゃないかと思うのです。先ほどの保安林の中の三十二ヘクタールというのが、これが施設に使われて切り飛ばしてしまつたという、そのまわりがじやんと残されて、どのような状態になつてゐるかといへば、砂防ダムを七つもつた。それから今度は治水用のダムが、説明の中になかつたのですけれども、六万八千トンですかのものを、容量するだけのものがあるというふうに聞いておりますけれども、どうですか、それは合つてゐますか。そういうようなこと等も実際に現場に行けばはつきりしてくるのです。ですから、そういうことを考へながら、私は

何も構造上のことをいまここで一つずつ取り上げて、砂防ダムにはどのような施工方法をしたか、裏込めをどんなふうにしてやつてゐたか、そして表面は何でやつてゐるか、あるいはダムの表面がどのような、モルタルであるいはタールでやられてゐるかという、その構造上のことは別にここで論議することはないと思ひますが、いずれにしても、計画をなさつたことが予定どおり、当初計画と今日の計画の中で変更があつたか、あつたかといふことも私は質問をしたい一点があつたわけですが、この点の説明がないのですけれども。

○政府委員(平井啓一君) 先ほどもちよつと御答弁申し上げたかと思ひましたが、これらの四つの機能に代替する工事をなう設計工事等につきましては、当初の計画とおりでございませう。

なお、先ほどお触れになりました富士戸一号ダムの機能につきましては、通常ためておりますかんがいの用排水量は六万四千立米でございまして、洪水時の洪水調節量は、その上に六万八千立米を計算しては考へております。

○宮崎正義君 馬追運河の千メートルのかさ上げというのは、

○政府委員(平井啓一君) 馬追運河のかさ上げにつきましては、当初の計画に入れ、昭和四十五年間で実施いたしました左岸のかさ上げ工事以外には、現在、当庁といたしましてはかさ上げ工事は計画しておりません。

○宮崎正義君 かさ上げしていませんか。

○政府委員(平井啓一君) 現在はやつておりません。

○宮崎正義君 現在じやなくて、かさ上げはしてないわけですね、千メートルやつたというふうに聞いたんです。

○政府委員(平井啓一君) 昭和四十五年度に左岸のかさ上げ九百九十六メートルに關しましては実施しておりますが、その後、それ以外のかさ上げ工事はやつておりません。

○宮崎正義君 わかりました。

そこで、要するに工地上あるいは設計上の疑義といふことについて問題点がどのようににばられていくかといふことを、一つ一ついまの施行したものに對する大きな検討がなされなければならぬと思ひます。本来ならば、こういうことは決算委員会等でこまかく分析してやればよろしいでしょうけれども、このいただいた予算書の中で、当初計画した予算にできなかったもの、そういったようなものがありますか、それから予算どおりに全部終わったというふうなことがあるか。その点御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(平井啓一君) お手元に差し上げました資料は、四十七年度までは、すべて予算を執行いたしました実績でございまして、すべて実行した事業でございまして、ただ、その中で一部調査設計だけに終わつて事業に着手してないものがあります。先ほど御説明いたしました代替施設につきましては、全部工事を完了し、その表の中に掲上されておるわけでございます。

○宮崎正義君 どうも答弁がすれ違つてしまふんですね。当初予算立てたものと実際の収支はどうなつておるのか、工事のそれぞれについてどうなつておるかといふことを聞いてゐるんです。

○政府委員(平井啓一君) ちよつと御質問の意味があれでございまして、実は防衛施設庁でこれら対策事業といふものを実施いたします場合には、すべて当該年度成立予算の中からそれぞれ事業の実施計画といふものをつくりまして、それでもって大蔵大臣の承認を得た上で実施しておりますので、当初予算といふものととの比較になります。あくまでそれは概算の段階での比較にならうかと思ひます。したがつて、御質問の点の当初予算を變更してお手元の資料との間にどれだけの差があるかといふ点については、具体的な事業内容で、これを引込んだからこれだけの差がある、そういったものについてはないわけでございます。

○宮崎正義君 だから、私が最初に申し上げたのは、施行工事別のものを出さなければわからない

と言ったわけですが、これじゃだめだと言ったわけ

です。ですから、いま言いましたように、ダムでも一年でできるわけがないんですから、翌年に繰り越されていく、そういうたような費用の全体の予算の流れというものと、工事が終わった時点で当初計画されたものとだけの差があったか、足りなかったか、余ったか、そういうことを聞いておる、やさしく言えばそういうことなんです。

○政府委員(平井啓一君) はなはだ申しわけありませんが、手元に御指摘のような比較できる資料としていま御答弁申し上げるものを持ち合わせございません。別の機会に御説明させていただければと思います。

○宮崎正義君 それらをやはり検討していきますと、多少疑義の点があるということも考えられる点が多いふんあるわけです。諸点出てくるわけですから、私は、予算上の問題から、工事の施行状態から、年度にまたがって行方から、そういうものををにらみながらこの進捗状態とか、あるいは完成のときにどんなふうな状態に、当初計画されたものがどうおさまったのかということと言われてくれば、設計上のミスとかあるいは工事施行上のミスとか、そういうたようなものがわかると思うんです。予算の上からだつてわかっていくと思うんです。そういう意味でいま伺っていたわけですから、防衛庁のお金を使うのが非常に大きい額ですから、今度の長沼ナイキのほうの総予算に対しても相当の金額です。相当の金額ですから、これはうちの黒柳委員が長官に、公民館が旅館に身替したという、こんなところにも金

がばんばん出されておる。これは簡単にいわれては困ってしまうわけですから、国民の血税なんですから、だから、こういう面からいきまして、もし工事が今日まで完了され、まだ調査中であり、また工事が未完のものである、逐年にわたつての工事というものがどんな状態になっているかということにをにらみ合わせながら、当初の計画設計というものが明確になってくれば、だんだんと疑問点というものが氷解できていくんじゃないかと思うんです。

んです。

○政府委員(平井啓一君) これらの事業につきましては、計画内容そのものは当初の計画どおりに実施しております。ただ、実施計画で金額に若干の、予定しておりました概算の数字との差は若干あるかと思いますが、計画そのものは当初からのとおり実施したわけでございます。

○宮崎正義君 いや、これ、続けておつてもしょうがありませんから、それを出してください。各施行工事別のものを出してください。委員長、お願いします。資料請求しますから。

私、午前中だけで保安林の問題をやつつもりでいたんですが、私が最初に読み上げました中に、聴聞会が混乱したという問題点がございまして、農民の声、地元民の声がほんとうに吸い取られていかなかったんだというように報じられているわけなんです。こういうことがあつてはならないと思うんですが、一方的な話で終わった、あとは雑音で終わったというようなことが言われているんですが、この点どうなんですか。

○政府委員(福田省一君) 聴聞会の御質問でございまして、その保安林の解除処分につきましては、解除手続の過程におきまして、地元住民から森林法第三十二条一項の規定に基づきまして保安林解除の異議意見書の提出があります。これについて、同条二項の規定に基づきまして、昭和四十三年九月と昭和四十四年五月の二回にわたつて聴聞会を開催いたしました。この聴聞会につきましては、集団的な、計画的な妨害によつて混乱におちいた状態でございますが、この中に、質問という形ではありますけれども、意見と見られる発言がありまして、またそのような発言のなかった者について、再度の聴聞会を通じて意見を述べる機会を与えたのでございますけれども、その権利を放棄したと認めざるを得ないような事態であつたことから、聴聞会は成立したものと判断しておる次第でございます。このことにつきましては、裁判

の際にも主張してきたところでございまして、現在もこの判断に誤りはないと確信をしております。

○宮崎正義君 今回の札幌地裁の判断には、そういう意味で、この点についての承服はできかねるといふふうに考えているところでございます。

○宮崎正義君 とまあ、これが争点の一つの的になつてゐるわけでありまして、ここにも私が調査したものといまの御答弁と食い違つてゐる面がございまして、これはいまここで私が申し上げても、結局は判決に基づいていくようになる点だと思ひますので省略いたします。

時間の関係がございまして、午前の総括の意味で申し上げたいのは、今回の違憲判決というこの問題を、保安林の、この森林法の精神からいっても、国民の生活を守つていくという点からも問題点があると私は申し上げてきたわけなんです。

いずれにいたしましても、裁判のことは裁判が決定するでありましようけれども、この違憲論というものを尊重していかねばならないということをお願いして、午前の質問を終了したいと思います。

○委員長(高田浩運君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時半再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時三十三分開会

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

○宮崎正義君 午前中に引き続きまして、午後もやうしていただきますが、最初に定員のことについては鶴岡委員及び前川委員が詳細におやりになつて、私はまたその違つた面から、違つた面というのでもありませんけれども、違つた方向から進めていきたいと思ひます。

今回の法案は、申し上げるほどのこともなく、自衛官の定数増、南西航空混成団の設置、防衛医

大の設置、これらがおもて、あとそのほかござい

ますが、ずっといままでの、今日までの自衛隊の行なつてきた事故等を見ますと、F104ジェット戦闘機が連続事故を起こしております。四月九日と六月六日でございました。それや、航空機の乗り逃げ、こういう事故が六月の二十三日に行なわれてきております。これらの不祥事が相次いでおりながら、航空機で逃げた事故者、これはどうなつておるのか。それから同時に、帯広では鹿追の演習場で兵が行くえ不明になつて四日後にふらふらであつてきた、こういったような状態を見ながら、防衛庁の資料によりまして、この死亡退職、そういう死亡退職の資料によつて見ましても最近の五年間で千八百人おります。年間にしてみますと大体二百人ぐらゐをこえてゐるといふような、こういうようなことから、自衛官の増員というふなことをはかる以前の問題、こういう以前の問題を取り上げていかなければならないんじやないかと思ひます。まだ私は三つばかりの例しかあげておりません。あとでこまかくいろいろな問題を取り上げながら進めていかなければならないと思ひますが、どんなふうな防衛力を持つと、どんなふうな防衛力の拡大をしようとしても、それは人がやることです。この人の生命というものが、人の生活というものを守つていくようにしていかなければこれは何にもなりませんし、人が運営をし、人が組織をすべきだ、人が行なつていくことということになれば、まずそういう角度で、今日までの自衛隊の諸事故がまだどうござい

ますが、いまとりあえずあげた問題について、そのふやしていく、増員をしていくという以前の姿勢というものを長官からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 私もおっしゃることはしごく同感でございます。求人難の中からせつかく、われわれにとつては自衛隊に入つてもらつた若い諸君が隊務に従事して、公務死亡はこれは極力少なくするようなことを心がけなければならませんが、一方において、考えられないような

LM機の乗り逃げ事故というようなものがあったりなどいたしまして、私としては就任以降直ちに、毎日全国の散らばっております各駐とん地の隊員の勤務中であれ、休暇中であれ、あるいはまた、ただのガールフレンドなどのトラブルであれ、すべて一件残らず報告を上げるように命じまして、これはまたあまり歓迎しない結果ですけれども、ほとんど毎日のように実は上がってきております。このことを考えまして、それに対する処分というものは月報をもってその月間にどのような、私のところに毎日届いてまいりましたものを、どのような処分をしたか、きわめて明白な現行犯等についてはもう直ちに懲戒免職、これはあたりまえのことですけれども、これらのことを踏まえて、私はまず隊員の生命も大切にしなければならぬ、また大切な国から預かっております機材というものの、これも大切に扱わなければならぬ。そしてまた、いやくも、前川先生のお話のときにいたしましたように、自衛隊員である限りは絶対に許されない、一般国民に向かって結果的に自衛隊員が、一隊員といえども、一国民に対してといえども危害を加えたような事態については私はきわめてそれを重視しております。したがって、来年を私は内政の年である、予算編成に向かってこそそういうことを言っておりますし、今後いわゆる自衛隊員の居住環境から始まって、上官といえますか、上司と部下との――演習場は上司、指揮官と部下の関係はあっても、営内の居住をいたしております場合にどのような人間的な対話がなされているのか、居住環境、人間対話、そういうところからこまかく分析をして、やはり人間社会の中において閉鎖された集団でなく、開かれた集団である自衛隊に不祥事故の絶滅、そしていやくもそのようなことが、ことに最近飲酒に原因をすることがあるものが非常に多いでございます。こういうところについては幕僚長をしてきびしく各幕営の通達も出させておるわけでありまして、こういうことを考えながら私としては対処をしてまいりたいと思っております。なお、自衛隊の公務死が公安職の職員等の

比べて特別に多いというわけでもありませんが、しかし、自衛隊そのものの持っている重さ、使命の反面における義務ということを考えますと、これは相当やはり重視してまいらなければならぬことだと考えております。先生のいまのお話は私も全く同感でございます。

除隊もできるということで、何ら自殺に結びつく要素も考えられませんでした。したがって、全くビールを二本足らず飲んだ程度で、酒の勢いと言ふのにも少ないような気もしますが、で、きんてふつと飛び立ったという感じがしてなりません。したがって、いろいろ考えてみたんですが、結局はやはり国有財産である飛行機を一機結果的において全壊といえますか、失われたものでありますし、自衛隊法に照らしてやはり懲戒免職の処分をとらざるを得なかったということが結果でございます。

特別に懲戒の対象にする必要はないと考えまして、その点は情状を酌量いたしてございます。

○宮崎正義君 乗り逃げのあれはどうなつてたんでしょう。

○宮崎正義君 御答弁ありましたように、確かに人の命もとうといですけれども、航空機を一機失ったということもこれは大きな問題でございます。すし、帯広の演習中に行くと不明になった人も、もう帰るのが、復帰するのがいやだということなことを漏らしていたとかいうことなんかも将来に大きな問題点が含まれているんじゃないか、こう思うわけですがね。こういう点についても一応伺っておきたいと思ひます。

○宮崎正義君 ただ、問題なのは、不明になったというのをすぐに発表しなかった。これは責任者のほうのほうは責任があると思ふんです。こういう点はどうもすかつたしないうちに思ふんですが、先ほど長官がおっしゃられたように、開かれた自衛隊、こういうようなことですね。あとでまたずつといろんな問題を取り上げながら長官のおっしゃる開かれた自衛隊という行き方を、これはもう今後の方向として当然やっていかなきゃならない。その時点で到着する前の問題ではございますが、その日に発表しない、その日に民間の手をかりる、警察の手をかりるようなことをやっていかなければならなかった、それを放任しておつた。知らぬ顔して。隊内だけでそれをおさめようとした。そういうところも大きな問題があると思ふんですがね。

○国務大臣(山中貞則君) これはきわめて特異なケースでございます。私のほうとしてはあらゆる方面から調査してみました。本人が自殺する意思を前から持っていたのであろうか、あるいは普通の隊員では考えられないほど、普通の隊員以上の巨額な保険金をおとうさんだけにかけおつたのか、いろいろ調べてみたんですが、保険金も別段自殺をするつもりで、そしておとうさんに金を結果的に差し上げるつもりでかけたと思われぬ。いやくの保険の法律によつては一年以内に自殺をすれば保険は受け取れないわけでありまして、もう入隊のときからそういう加入をしておりますし、入隊以前にも保険にかかっているという青年でございます。またその居住環境、同僚関係から見ても全然そういうものが聞けなかつたし、本人が何かノートに書き散らしてあるものを見ましても、死に結びつけられるようなもの一つもない。ただ、あとでわかつたことですが、一同僚が、そう言えば確かにあの近くに、どこか宇都宮の近くに自殺の名所といわれているところがあるんだそうですが、そこに行つてみたといや、仙台の近くであります、行つてみたところ、何か人間の死骸みたいなのが下に見えた。あんな死に方はちよつといやだなあという話をしたことを思い出した同僚がおりました。それくらいで、あとは何にも本人にそのようなものがない。やめたがつていたといふことはありまして、それは最終的に希望を聞いて、その前日によろしいといふことで正式手続をとる用紙も本人に手交してありまして、本人はそれで自分の

○国務大臣(山中貞則君) 帯広のほうは少し違ひまして、本人も演習中に弾倉を落としたりといふことで、弾倉さがしで隊をちよつと離れたらしいんです。ところが、地形がなかなか、進行方向に類した山が、西のほうに行くべきところを北のほうの山を錯覚いたしました。そして北のほうのほうへ進んでしまつた。そこで、途中で銃及び銃剣等はそこに置きまして、本人はそのまままっすぐどこまでも行けば追いつけるという気持ちで進んだのかもしれませんが、密林地帯のほうにさまよひ込んでしまひまして、結局は本人がやつとその演習場の区域から外に出て、一般人の目に触れる通路に出てきたときが三日目であつたといふことでありまして、これは本人に直接とがむべき解怠もございませんし、あそこに武器はちゃんと置いてありますといふものについて、直ちに急行しましたところ、本人の指定した、記憶している場所にちゃんと丁寧に保存がしてございまして、演習地内でございまして、したがって、本人も

○国務大臣(山中貞則君) これまた、おっしゃる通りでありまして、前日の午前九時半に行くという不明になつておることを発見して、私にそれが届きましたのが翌日の午後三時である。これは何としても私として見のがせませんので、その経緯を究明に追跡いたしました。結局は演習場内であつて、その場内におつたことは間違いないといふことで、結果的にはほほ場内にその時刻いたんですけれども、全体の総力をあげてさがせばわかるだろうといふつもりでいたようでありまして。しかし、私は、それとも日没をそろそろ迎える時間になつたら警察の手をおかりして、一般の方々に、実弾こそ持つておりませんが、空包と銃とそれから銃剣を持つておりますので、危害を加える心配はないと思ひますが、御注意して、発見したら連絡してくださいといふような手配をしておくべきだつた。さらに報告も、その時点においては私のところに何らかの手段でもつて、系統を通じては私の立場において、それらの系統の最高責任者を含んで厳重に注意をいたしておきました。今後

このようなことは、事故は起こったとしても、そのように自分たちだけでさげせるんだというような不安な気持ちで伏せておくというようなことは二度と起こらないだろうと思っております。

○宮崎正義君 長官の先ほどの御答弁にもありましたように、飲酒の事故、これは沖縄でもございしました。これなんか非常に暗い問題だと思ふんです。ともあれ、こういうふうなことがひんぱんに最近起きてきておるといふこと。特に遠慮問題等が起きてから、よけいともそういうふうなことがあつてはならぬ。人体の上、人命の上にいる人な差しわりのあるようなこと、事故があつてはならない。このように私も思ふわけですが、ともあれ、そういうふうな今日の情勢から見ても、私はこの資料としていただきましたものの中に、この応募者に対する志願書の交付及び受理、試験実施、筆記試験とか、身体検査とか、口述試験とか、及び適性検査とか、身調調査等をやつて、採用予定者の決定、及び通知をやるとか、採用予定者に入隊時の身体検査をやるとか、その上で採用発令をして、自衛官の採用ということになるわけですが、採用者数のこの実態を見ますと、四十二年から四十六年度までは私のところにはございせんけれども、四十七年度—四十八年度はいまでございすから、四十七年度はあとで御説明を願ひたいと思ふわけですが、四十二年の採用者数というのは三万四千七百七名であり、ついでに申し上げますと、今度自衛官の退職現況でございす。要するに採用とそれから退職したこの比較でございす。比較をいま申し上げてみますと、四十二年には三万四千七百七名の採用者がありまして、そして退職者が二万八千八百四十七、この退職者の内容は、定年退職、任期満了退職、事故死、公務が四十八、非公務が七十、小計百十八、病死が六十一、計百七十九、そのほか任期満了退職とか定年退職等を含めた二万八千八百四十七、これはこの採用のほうが多いでございす。それから四十三年度は、採用者数と退職数を合計して見ますと、四十三年度の採

用が三万五千六百三十三、退職者が三万一千九百十、こもいわけです。だんだん少なくなつてくる。四十四年度になりますと、三万四千七百七十六名採用のうち、今度は退職していく人が三万三千九百四十五、四十五年度が三万三千六百七十一、退職者が三万三千五百五十三、四十六年度になりますと、採用者が二万九千二百二十七、退職者が三万五百六十名、こういうことになりますと、四十六年度は、その採用者数よりも退職者数のほうがぐつと多くなつてきてゐる、これが問題だ。四十七年度の分は、これは私いたいておりませんが、でわかりませんが、この四十七年度の説明をまずしていただきます。

○政府委員(高瀬忠雄君) 四十七年度の採用者数は二万九千五百七十八名でございす。退職者の合計が三万七千四百一十一名。

○宮崎正義君 内容を言つただけでございせんか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 内容を申し上げます。定年退職二千二百五十五名、任期満了退職一万二千四百七十七名、それから死亡退職、公務によるものが二百八十八名、それから病気でなくなりましたものが八十九名、死亡退職の合計が百九十七名、その他の退職が一万六千九百九十七名でございす。

○宮崎正義君 非公務の説明をお願いしたいのと、もう一つは、その他の退職といひますが、その他の退職といふ内容でございすね、おもなる内容でけつてございす。

○政府委員(高瀬忠雄君) 事故死には、御承知のように公務死亡と認定されたものが公務でございまして、いろいろの事故で、たとえば私有車両を運転したしてございまして、そして死亡をする、そういうようないわゆる公務でない事故によりまして死亡するものが公務外といふことでございす。それからその他の退職でございす。ここまでは定年退職といふのは、御承知のように定年まで勤務いたしてございまして、定年に達して退職する。それから任期満了退職は、二年または三年の任期で任用されてございまして、その任期が来て退

職する。死亡退職は死亡して途中でやめる。その他の退職といふのが、いま御指摘になりました点でございす。これは任期満了でもない、定年退職でもない退職する者でございまして、たとえば任期の途中で、定年にならない前に自分がやめたいと、いろいろな理由がございす。そういう理由でやめたいといふことを申し出て退職するなどがその他の退職でございす。

○宮崎正義君 この非公務の認定をされない者、これは概してどういふところでなくなつておるのですか、部外であるとか……

○政府委員(高瀬忠雄君) 直ちにその資料がございせんのですが、先ほど申しましたように、自動車、私有車両を運転したして、そして死亡するといふような事故が非常に多いと思つております。それから仕事を實施してございした業務上の場合におきまして、直ちに仕事と密接な関係がないといふようなことで、公務に認定されないで、病死でもない、それでなくなつた、そういう例があるかと思ひます。

○宮崎正義君 自動車でなくなつたといふのは、私用の途中ですか、それとも……内容がわからないのですがね。

○政府委員(高瀬忠雄君) 最近多いのは私有車両、自分のマイカーでもって休日等に私有車両を操縦したして外出をする、その途中で事故にあつてなくなつた、そういうケースでございす。

○宮崎正義君 そうすると、これは勤務外の私的なことで車を運転していきながら自動車事故にあつてなくなつておる、こうなるのですか。

○政府委員(高瀬忠雄君) いま説明しました私有車両の問題につきましては、さうでございす。

○宮崎正義君 それからもう一つは、義務で密接な関係がありながら、それが公務として認定されなかつた非公務の死亡者です。これはどんな事例があるのですか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 実際の例をいたしまして、公務中の事故は大体公務死亡ということに認定されておりますが、大体さういふ公務中のあ

れでありまして、その自分の行なつてゐる公務の仕事、業務と密接な因果関係がないといふ場合におきましては、公務にならないといふケースがございす。

○宮崎正義君 この点だいふ問題になつてくるのですが、その一つ一つの事例がわかりまして問題ないわけですが、通勤の途上であればこれは公務に認定されるでございす。よし、また因果関係といふ御答弁がありましたけれども、これなんかあとで私は事例をあげながら質問をしますけれども、因果関係といふこと、この問題については、非常に大きな業務で密接な関係を持ちながらなくなつていつてゐるけれども、その因果関係が成立をしない、そのために非公務になつたといふケースが多いといふことです。これは相当問題があると思ふ。それから、あとでこれは事例をあげながら、御答弁がありましたら、ゆつくりと質問をいたしますが、その他の退職の中で、定年退職あるいは任期満了にならないのに自分で辞任をしていくといふ、それはおもなる理由といふものはどういふふうな理由でしようか。

○政府委員(高瀬忠雄君) これにつきましてはいろいろのケースがございす。この委員会でもしばしば御指摘になつておりますように、自衛隊に勤務するのがいやになつた、それからともこの規律正しい生活になれきれない、いろいろなケースがあります。そのほか、たとえば自分が父親のやつておる家業を継がなくなつていけないとか、その他の退職のケースといふのは非常に千差万別、多種多様なケースでございす。

○宮崎正義君 これに対する統計は何かおとりになつたことがありますか。たとえば、いやになつた人たちとか、規律がきびしい、何となくいやになつたといふ先ほどの者と、規律正しい、それから家庭的な、家督を継がなきゃならないとか、いろいろさういふ理由がございす。その他の理由。なぜさういふことを聞かといひますと、その他の退職が非常に多いのです。四十二年では一万二千七百十六、四十三年では一万六千二百五

十七、四十四年は一萬八千十七、四十五年が一萬七千二、四十六年が一萬六千四百九十三、四十七年が一、全部これ一萬こえていゝわけだ。これは毎年そうなんです。毎年そうであるというならば、これに対する対策というものを当然講じなきゃならないと思うのです。したがって、それに伴っていくところの、何のどういふ理由が一番最高なんだとか、この最高の理由に対してはこういう手を打っていかねばならないじゃないかというものが必然的になされなければならぬと思うのです。したがって、この理由の内容を御説明願いたい。パーセントはどういふふうになっているか、そういう統計をとっているか、とつていないか。

○政府委員(高瀬忠雄君) ただいま御指摘のような問題につきまして、それぞれどういふ理由で退職したかという統計は一応とつてございませうが、ただいま手元にその数字がございませんで詳細申し上げられませんが、ただいま御指摘のように、確かにその他の退職というところに非常に私ども隊員の人事管理上問題があるということ、その点は重視をしておるところでございます。

○宮崎正義君 少なくとも自衛隊を増員していこうというこの法律案とするならば、当然資料をお持ちになつて、すぐに、即座にこの問題が、話がずんずんスムーズにいよいよじゃなければ、今後私はこれから取り上げようとしていゝ問題がこんなにあるわけだ。これは全部その関係なんですか。したがって、向こうにあるならあるように、私が質問をしている間に取り寄せるか何かしていただきたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 承知しました。

○宮崎正義君 この非公務につきましても、私は先ほど申し上げましたように、非常に問題点があると思ひます。この非公務につきましても毎年相当な数である、百人近い数である、毎年。これが累積されていくことになりまふと、ここにその手を打っていかねばならない点があると思う。と申し上げまふのは、先ほど申し上げ

ましたように、人の生命というものを預かつていゝる、しかも自衛隊に預けておけよという、その若者の希望もいれてもらへるんじゃないかという、その考えのもとに自衛隊に入つた人たちが、親たちもいゝるわけでありまふ。そうしてその自衛隊で勤務しておる間に非公務という形で、その期間の間に非公務という形で、しかも先ほど御答弁がありましたように、業務に密接な関係がありながら、それが公務と認定されていゝかたつたんだというやうな問題点が出てまふと、これは黙つておくわけには私はいゝかぬと思うのですが、こういうものについても主たる原因は何かという、そういうことがわからなきやならないと思うのですが、どうでしょう。

○政府委員(高瀬忠雄君) 死亡事故死の中の非公務というものは、先ほど申し上げましたように私有車両などが多いんでございませうが、いま先生がお触れになりました公務災害の認定基準というののございませう。そして公務に基因するとか、あるいは公務と相当因果関係を持つて発生したというやうな事故につきましても当然公務になるわけでございますが、その他のものにつきましてもは公務上の殉職というやうなことで処理しておらないうわけでございますが、ただ申し上げましたように、自衛隊で隊員を預かつておらいます際に、いまのやうに人命尊重、事故を起こさないというやうなことは大事なことでございませう。まあ非常に私どももこの点には、毎年この事故の数を減らそう、事故死の数を減らそうというところで、あらゆる部面で努力をしておる次第でございます。

○宮崎正義君 これなんかその他の退職という面の統計のこととあわせて当然つづつておかれなきやならない問題だと思ひます。特に非公務というのですから、この点また資料をお願いしたいと思ひます。よろしうございませうか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 承知いたしました。

○宮崎正義君 長官もおつしやいました、開かれた自衛隊というところをおつしやいました。それから総理の御答弁の中にも、ある意味では日陰者のな

立場にあるのを身分があるものにしたい、長沼判決のときの総理の自衛隊に対する、この身分のあるものにしたいと、こんなやうな明るいことをおつしやつておられました。そういう意味におきましても、欠員というものはどういふ原因で欠員になつていゝるかというところ、これははつきりしておかなければならないと思ひます。

同時に、もう一つは、採用のことを先ほども数字的に伺ひました。かつて予算委員会でもこの募集のポスターをお持ちになつて、こんなやうな募集のしかたをしていゝというやうなことをやられた方がございませう。私も持つてまいりました。こういう募集のポスターでございます。だいぶあるんですが、このポスターをどんなやうな張り方をされていゝのか。何か報じられる雑誌によりまして、自衛隊が出ていゝた先で張つていゝとか、またそれを張らないのを張つたやうにして遊びにいつたみたいなの、何となくそんなやうな記事を持ちつて見たやうな覚えがあるのですが、これはもう私がお見せしなくても、おれ、みんな知つていゝるよとおつしやられるに違ひないんですけれども、非常に明るい、非常にいいポスターです。こ

ういうすばらしい生活がそのままでいゝというところが、もう若者の希望として、夢と希望を持ちながら、自衛隊の中に若者と一緒になつて——これなんかそうすね。若者と一緒になつていゝう姿なんか非常にほほえましい。こつち募集のポスターを持ちながら、自衛隊の二等陸・海・空士志願案内という、こつちチラシも出てございませう。この募集もきやうのニュースで聞きますと、北海道の釧路では自衛官の募集をしないというやうに議会で議決したというやうなことを聞いたわけなんです。こつち点について、どんなやうにお考えになつておらいますか。

○國務大臣(山中貞則君) 自衛隊の募集業務あるいは都道府県の募集に関する告示業務、こつちうものは法律によつて委任事務として明記されておるわけでありませう。まあしかし、それぞれ市長さんの政治的な思想的な立場もいろいろございませう

から、長沼判決があつたというところでそれをやめるといゝ意思表示をしたといゝ報道のある市長さんもあり、あるいはまた、ただいまの釧路の議会のように議決をした議会もある。市長さんがそうはつきり、だからといゝて意思表示をしてこられたわけでもありませんが、これは都道府県も含めまして今後いろいろとそういうことが起こつてくることを私たちは予想しなければならぬでしやう。また、それは避けることのできない問題だと思つておらいます。一義的には、私たちが自分たちの努力によつて隊員を確保し、自衛官を充足させる努力をいたします。しかし、法律上は、少なくとも現存の法律では、こつち委任事務に関する規定が自衛隊法並びに自治法にございませう。でありますので、市町村長さんの場合は主として自治大臣の指示によつて、まあこの場合は主務大臣といゝえは総理府の長たる内閣総理大臣になるでしやうが、知事を経由して市町村長さんにその事務をなまけないやうにやるべきであるといゝことをやつてもらつたりする、ややこしい手続になつておらいますし、知事の場合においては主務大臣が直接そのことを法律上の権利として実行を要請し、それができない場合は、市町村長は地裁、知事の場合は高裁に争ひを持ち込むことになつておらいます。もしこゝで最終的にその事務に対してそれぞれ、たとえば知事の場合に高裁がそれに對して確認をするといゝ時期が参りますと、これは珍しい規定でありませうけれども、民選の知事であつても失脚することになるわけでありませう。いゝわゆる罷免されることになりませう。しかも罷免された者はその後二年間公職につくことが許されないう法律上のたてまゑになつておらいます。こゝらのところを自治大臣があるいはどこかの委員会であつてと答弁されたやうなやうに新聞で私は見たんでありますが、こつちやうな法的な措置はありますけれども、私たちは国民の、自治体の人たちも、行政当局者も含めて、やはり御協力と理解の上に成り立つたものでなければ、こつちやうな伝家の宝刀があるぞといゝやうなことでもつて、

しゃにむにやらせるといふような姿勢をとるべき立場にはなからうといふことを私は考えておりました。したがってそれらの——もし今後どうにもならない場合になりますれば、これは別でありませんが、私たちがやるべきことは、その事務についてまず一義的には自分たちで新入隊員を確保する努力を展開する、それに対して充足の目的を達していくといふことが私たちのまず最初のつとめであらう、こう考えております。

○宮崎正義君 長官のおっしゃること、そのとおりだと思ひます。もし法的な立場でということになると、過去における徴兵という、そういうたような形が何となく法的にきめられていくみたいな、受け取り方によつてはそんなふうにも感じて受け取られるんですが、そういうようなことがあつてはとんでもないことだと思ふんです。ですから、後段でおっしゃったことについては、私は徴兵といふ問題を考えますとちよつと心配な点があるわけですが、

○國務大臣(山中貞則君) これはもう徴兵ができないことは、憲法の条項を私が読みまして、できないといふことを申し上げておきますから、そういうことはあり得ないこととありますし、また、いま申しましたのは、自衛隊の委任事務についてのことはございまして、自治法に定めるすべての委任事務に関する自治法の規定を申し上げたわけでありまして、自衛隊法でそんなことができるわけにございませぬ。それはひとつ誤解のないように……。

○宮崎正義君 それは知つてます。私は總括的な立場で言つたわけだ。部分的な自衛隊だけのことを論じて言つたんじゃない。当然長官もそのおつもりでおっしゃつたんでしょう。私もその立場で、憲法で定まつてゐることははっきりしているわけですから、そういうふうな受けとめ方をするやうなことがもしあつてはならないと、こう思つたから言つただけであつて——これはある人が自衛官になりたいのだ、内容を説明してくれと、電話だつたのです、これ。そのことですから、

はたして事実かどうか、これは私もちよつと心配なんです、こんなやうな回答があつたわけですが、これには——御存じのように、あなたもいます。陸海空自衛官になれます、受付は毎日、入隊は毎月、受験資格は十八歳以上二十五歳未満と、こういうふうによつとあります。この中で、一つは特別職国家公務員、二番目は初任給、聞いたときは七万五千円と、こういう話だつた。衣食住無料。これは実質的には給与規定で定められておるのは三万五千円だ。これを聞いた人は、そうですかと、私に言われたものですから、そんなことないよ、それは衣食住が入つてゐるのじゃないのか、それを含めて言つたのじゃないのかねと、私はそう言つたんですが、もしそういうようなことが行なわれてゐるとすると、これは恐ろしく非常によくないことだと思ふんですがね。こういうことをどうですか、教育局長、どんなふうによつと受けとめられてゐますか。

○政府委員(高瀬忠雄君) まさに給与法上、二士の給与といふのは三万五千六百円でございます。で、隊員になりましての場合におきまして、まあいま御指摘のように、この糧食費は全部国が負担します。それから被服費も国が全部負担をいたします。まあそういう、あるいは期末・勤勉手当です、か、そういうものも含めて、それを月額で計算した場合の額をいまの案内に書いたと思ひます。が、そういう実質的な面に注目いたしましてボスターをつくつたのでございまして。

○宮崎正義君 そうしますと、実質給与が三万五千六百円ですね。そうすると、約七万五千円ぐらゐですと、こう言われた人は、実質給与が三万五千六百円ですから、その差額が衣服費だといふふにこれは今度私が説明する場合とていいんですか、そういうふうによつと説明してよろしいんでしょうか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 形式上、いわゆる給与法上の金額はまさにおっしゃるやうに三万五千六百円ですが、実際に隊員になりまして、そしてゐる生活経費その他を見れば、糧食費、それか

ら衣服費とか、それからその他を合計して月額に直すと、そういうふうなことであるといふふうによつと御説明願へばいいんじゃないかと思ひます。

○宮崎正義君 その点は明確に募集のときにしていかなければ誤解を生ずるんじゃないかといふふうによつと私は危惧したもので、それから申し上げたんです。そういうことが問ひ合わせがあつたから、事例があつたから申し上げるんです。想像で言つてゐるわけじゃないので、その点はひとつ、おわかり願ひたいと思ひます。

そこで、今回は陸上自衛隊が千名、海上自衛隊が三千六百五十五名、航空自衛隊が二千九百十八名、統合幕僚会議幹部部五名、計六千九百八十八名の増員ということになっております。この千名については、陸上自衛隊については十八万で、これでもうあとありませんかといふ質問をなさつた関係ございまして、この問題には私は触れてまいりません。

で、海上自衛隊の場合、これはまだ論議されてなかつたと思ひつてゐるわけですが、ありましたでしょうか。

○政府委員(久保卓也君) 昨日の御質問の中で、今後の増員がどうなるかといふ御質問がありまして、場合に、陸上自衛隊を除いて四次防衛期間中の増員は確定した数字にございませぬが、事務段階でわれわれが検討してゐるものとしては四次防全体で約八千名、そしてこの二法案まで、つまり四十八年度までで約四千五百名の増員が予定されております。したがいてまして、残りが約三千五百名でありまして、これを申し上げました。その三千五百名というのは海空の見込み数の分でありまして、あくまでも事務的なわれわれ以下の段階の検討の数字であります。

○宮崎正義君 この定数あるいは現員、欠員、そういうことををならみ合わせながら、最初に申し上げましたやうに個々の問題点に触れながら、どういふわけが減つていくのか、どういふわけが増えるのか、またどんなふうな非公務の死亡があるのかといふやうなこと、また公務死亡してゐない

からその公務の作業中に相当過激な無理があつたんじゃないかといふやうな問題について触れながら、この定員問題を締めくくつていきたいと思ひます。

最初にお伺ひしますのは、ことしの一月三十日に野島崎灯台沖で発生しました駆潜艇の「きじ」の事故について伺ひたいのでございまして、新聞報道は、見出しを入れますと、遠くからですからごらんになれるかどうか、一段のほんとのわずかな記事しか出ていません。この記事の内容を見てみますと、「爆雷発射の爆風で死ぬ、少年海上自衛官(横須賀)」三十日午後零時二十分ごろ、千葉県野島崎灯台東南八十五キロの太平洋で訓練中の海上自衛隊横須賀地方隊第一駆潜艇所屬の駆潜艇「きじ」——三〇トン、艇長・神谷武久三佐ら七十八人乗組み——で、坂本善明一等海士(二八)「この記事が出ておりますが、爆雷発射による爆風で死亡した。同駆潜艇は他の三隻とともに対潜爆雷訓練をしており、坂本一士は船が揺れた拍子に爆雷発射口に顔を近づけたため、発射と同時に顔に強い衝撃を受けて死んだ。」と、このように報道をされておりますが、このとおりでありますか。

○政府委員(大西誠一郎君) ただいま御質問の「きじ」の事故につきまして、経過と原因を申し上げます。

本年の一月三十日に海上自衛隊の横須賀地方隊所屬の第一駆潜艇、これは四隻の駆潜艇からなつておりますが、この駆潜艇が野島崎沖で爆雷の発射訓練を行ないました。その際爆風によつて一名が負傷し、一名が死亡いたしました。死亡いたしましたのは坂本一等海士であり、負傷いたしましたのは松本三等海士でございます。

そこで、事故が起きたときの状況を簡単に申し上げますと……。

○宮崎正義君 詳細に言つて下さい、簡単じゃなく。

○政府委員(大西誠一郎君) 承知いたしました。この爆雷は、爆雷発射機というものが駆潜艇の後部上甲板に設置をされております。この発射機は

船の両側に向かつて爆雷を同時に発射をするという装置でございます。この装置を取り扱うのは砲台長とそれから操作員二名でございます。この操作員がそれぞれの爆雷の発射準備をするという仕組みになっております。で、ただいま申し上げましたこの二名はその爆雷の発射機を操作員でございます。松本三曹は右側の爆雷を担当し、坂本一士は左側の爆雷を担当しております。そこで、この訓練は、十二時十七分に訓練開始の号令があり、十二時十八分に目標探知、それについて総員配置の号令がかりまして、爆雷発射機の、この両名が爆雷発射機のそばにおもむきまして、爆雷の浸水孔蓋——浸水孔蓋というのは水がしみ込むように装置してあるそのふたでございますが、その浸水孔蓋と安全弁をはずす、それからさらに爆雷を投射するための発射薬を装てんをする、そこで発射準備終了ということになります。発射準備が終了しまして、艦橋のほうに電話を入れます。そのときに、右側の爆雷を担当しておりました松本三曹が、浸水孔蓋をはずすのを忘れたことに気がつきまして、爆雷のそばにかけ寄って浸水孔蓋をはずそうとしたわけです。その瞬間に爆雷は発射をされたわけでございますが、そこで松本三曹は顔面に負傷して目をやられました。そのときに、まわりにおりました者が松本三曹の行動に気をとられておりました。坂本一士がどういう行動をとったか目撃者がおりません。しかしながら、別の者の証言によりますと、人影が艦橋から海中に落ちたということでございまして、直ちに救助活動に入りまして、頭蓋骨の骨折で死亡されたわけでございます。ただいま申し上げましたように、なぜ坂本一士がそういう行動に出たか、これははっきりしたことはわかりませんけれども、いろいろ推定いたしますと、松本三曹が浸水孔蓋を忘れてそれを行なったときに、あるいは自分もはずすのを忘れたのではないかというようになこと、責任感あるいは積極的な協力意思に基づいた同調行動をしたのではないか。そこに船のゆ

れが重なって、爆雷の投射機に近づいて、爆雷の発射と同時に爆風をまともに受けたというふうな想像をされるわけでございます。

で、この事故の報告を受けましたときに、本人が入りましてから一年未満の隊員であるということと、並びに実弾射撃の訓練中であるということと、たいへん大きな事故であるというふうに判断いたしました。本来、艦船の事故は、海上幕僚長が事故調査委員会を設けて調査をいたすわけでございまして、私も、私のほうから積極的に現象面はもちろんのこと、その背景となるべき問題、たとえば訓練計画あるいは訓練指揮あるいは艦の配員の状況というような問題も含めて、徹底的に原因を追及するように指示いたしました。その結果判明いたしましたのが、ただいま申し上げましたような状況でございます。

○宮崎正義君 それをどのように特にお調べになったとすれば、当日の訓練計画はどのようなものになったのか、いつ出港したのか、訓練地到着は何時なのか、きめられた場所であったのかどうか、訓練開始時刻というのはいまお話がございましたから抜きまして、午前中の訓練は何をやったのか、午前中の訓練の終了時刻はいつなのか、この間当然昼食もなきやらないはずなんです。午後の訓練開始時刻はどうなのか、訓練の内容、これは対潜訓練だと思いますが、この事故発生時刻というのは先ほど答弁がございましたけれども、そのように幕僚でおやりになるのを特に調査したということであるならば、これらの点についてもおわかりだと思います。私も年鑑からとりまいたものを、どういふふうな関係で到来したかというようなことまで、こう私は私なりに書いて見ております。したがって、いま私の申し上げたことをそれぞれ御答弁を願いたい。

○政府委員(大西誠一郎君) この訓練は、訓練作業実施に関する第一撃潜隊一般命令という命令で訓練計画が立てられております。場所は、相模湾及び野島崎沖のC海面、主要訓練項目は訓練射撃、訓練発射、机上対潜訓練となっております。

当時の行動予定は、一月二十九日に横須賀の長浦を出発いたしました。同日の十三時に館山に着きました。そこでいろいろの準備をいたしまして、一泊をして、翌三十日の七時に館山を出発をいたしました。訓練海面にお登前後に着きまして、そこで訓練の開始をいたしたわけであります。食事の時間はどうであつたかというところは、ちよつと私資料がいまございませんので確認をいたしておりませんが、前日から余裕を持って訓練海面に出かけておりますので、非常に窮屈であつたというふうには考えられません。

それから爆雷の実射の訓練というものが初めてであつたかどうかという点も調べましたが、昭和四十七年度においては二回目でございます。この坂本一士は「きじ」に配属をされてから六カ月の勤務期間を持っておりますが、その間に一度訓練を受けておるといふことを報告を受けております。よろしゅうございますか。

○宮崎正義君 出発は何時だったのですか。

○政府委員(大西誠一郎君) 二十九日の八時三十分というのが計画になっております。

○宮崎正義君 当日、二十九日じゃないです。

○政府委員(大西誠一郎君) 失礼しました。当日は、午前七時に館山を出港いたしております。

○宮崎正義君 それは私、そこへ立ち会ったわけじゃないから時間はずぶさじやございませぬけれども、私の聞いているところによりますと六時というふうになっておりますが、それは一時間の違いといえ、海上で一時間の違いといふたらたいへんなことでございしますが、かりに七時であつたところにしても、しかし六カ月であり、二回訓練したから、実戦訓練を持っておるからという説明がありましたけれども、それではこの撃潜艇の当時の、当日の乗り組む員は何名であつたか。

○政府委員(大西誠一郎君) 定員七十名に対して五十八名でございます。

○宮崎正義君 これは階級別にひとつ。

○政府委員(大西誠一郎君) 幹部が六名、海曹二

十七名、海士二十五名でございます。

○宮崎正義君 そこで、これは訓令に基づく定員は何名ですか。

○政府委員(大西誠一郎君) 先ほど申し上げましたように、合計七十名でございます。その内訳は幹部が六名、海曹が三十名、海士が三十四名、充員の割合は八三％でございます。

○宮崎正義君 ここに相当な無理があるということ、大体この数字でもわかつてくると思います。それはさておいて、この訓練の分隊編成、これはどうなつていたか。

○政府委員(大西誠一郎君) 当日の爆雷の訓練の編成は七名でございます。砲台長が一名、それから投射機の要員が二名、爆雷投下機、これは艦尾のレールによって爆雷を落とす装置であります。次に記録員が二名、衛生員が一名、合計七名でございます。

○宮崎正義君 訓令に基づくこれだけの訓練をやる場合の定員は何名ですか。

○政府委員(大西誠一郎君) この部署について訓令では特に定めておりませんが、もう一つ広い分野で申し上げますと、駆潜艇は砲雷科と船務航海科並びに機関科の三つの職域からなっております。そこでこの爆雷訓練、爆雷の部署は砲雷科に属するわけでございますが、砲雷科の定員は二十四名であります。ところが、現員が十九名でございます。そこで、砲雷科の職域配置の定員というのが別に定められておまして、それが二十七名になっております。したがって、二十七名から十九名を引きました八名というものが欠けておる形でございまして、それは業務でカバーをする。もともと戦闘配置というのは、本来の分科よりも他の区から若干業務員を配属をして、搭載装備をフルに動かすという形になっておりますので、若干名は本来的に業務でカバーするということになっております。そうして業務員につきましては本務員と同じようにその当該訓練を行なうということになっております。

○宮崎正義君 戦闘配置ということをおっしゃら

れましたけれども、編成上の防衛配置とも言うんじやないんでしょか、ちよっとこの戦闘配置、今度はお話を聞いていますと、その所属の科でない者が戦闘になれば——戦闘ということばも気に入らないんですが、その配置でない、単独の砲雷の科の者でない者がかわったところで作業して、いくのが通例のような話です、いまの御答弁だと、それは私もかつて乗ったことがありますからわかります。わからないことはないわけですが、

〔委員長退席、理事内藤三郎君着席〕

それでは坂本さんが何科に所属していたのか、そうしてその当日の七十名定員の五十八名の者の内、燃闘係の者は何名配置についてやっていたのか。この艦の中の配置をどうなふうにしていたのか。ただ、私は単なる幹部が六名、曹が二十何人、士が二十五だというだけの数字を聞いていただけじやなくて、その編成というものがどのように組まれておったのかという内容もひとつ明示してもらいたい。

○政府委員(大西誠一郎君) 各科別の定員と現員を申し上げます。これは幹部、海曹、海士をトータルしたものでよろしゅうございませうか。砲雷科定員二十四名、現員十九名、船務航海科及び補給科、これを合わせて定員二十三名、現員二十名、機関科定員二十二名、現員十八名、以上のとおりであります。そうしていま問題になっております坂本一士は機関科の所属でございまして、機関科の海士は定員十二名に対して八名でございまして。

○宮崎正義君 もう一度内燃関係の機関科の……

○政府委員(大西誠一郎君) 機関科について申し上げますと、機関科は全部で定員二十二名、現員が十八名。これを階級別に申し上げますと、幹部は定員二名に対して現員二名、海曹は定員八名に対して現員八名、海士は定員十二名に対して現員八名、以上のとおりでございます。

○宮崎正義君 内燃関係でも非常に無理な状態ということは、いま御説明でわかったと思うのです。

全体においてこの訓練のスタートから無理をして出発をしていると、このように私も受けとめておったわけです。それはそうじやないとおっしゃられますか。

○政府委員(大西誠一郎君) その点は私も注意をいたしましてよく調べたわけでございますが、その定員とそれから現員との開きは、訓練をやる場合に本来ならばこの爆雷投射機は二基あったわけですが、それがいまして、九名で運営しなければならぬわけですが、人員の不足から当日の訓練におきましては、爆雷投射機は一基のみ動かすというところでやりましたので、坂本一士が配置についてたところの部署というものは完全に充足をされておった。したがって、この部分について訓練に無理があつたということは考えておりません。

○宮崎正義君 そうしますと、先ほど判明した時点においてのこととお話でございましたが、左のほうというのですか、左のほうに右のほうの松本さんが行ったから自分も行ったんじやなかろうかというふうなことで人影が海の中に入つていったというのを見た、それまではわからなかったというこの御答弁がありましたけれども、さらにその御説明の上によれば、司令塔でボタンを押すのとそして発射と、後部の指揮官との相互の連絡がなければならぬと思うのですが、そのときに艦橋のほうに知らせるのに、後部の指揮官がわからなかったということがこれは大きなミスだと私は思うのですが、どうなんでしょう。

○政府委員(大西誠一郎君) ただいまの御質問にお答えする前に、この爆雷発射の訓練の流れをちょっと申し上げますと、この爆雷発射の訓練は、ただそのときに卒然として一つの投射機の発射をいたしたというわけではございませんで、船をいわば状況下にございまして、第一弾、第二弾、第三弾というふうな連続射撃をするというふうな想定になっておりました。しかしながら、第一弾と第二弾はこれは実際にたまは打っておりません。そ

こで、その間隔は六秒間隔ということであつたへん忙しい状況下で行なわれた。

そこで、発射のボタンを押した者が、どうしてその松本三曹の動作というのを見て中止をしなかつたかという御質問だと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、発射薬の装てんをして、その直後に砲台長が「発射準備終了」という報告を電話でいたしまして、それでそのときに、それを受けて、艦橋のほうに発射管制員がおりますが、砲雷長の「爆雷発射始め」という号令でボタンを押した、その瞬間に松本三曹が投射機のほうにかけ寄つたということで、きわめて瞬間的な状況でございまして。したがって、本来ならばそのときに、砲台長がそれを見て発射を待てという連絡が論理的にはとれたはずだと思ひますが、時間的にはそういう余裕がなかつたという状況でございまして。それからまた坂本一士の状況がわからなかつたというの、全員が松本三曹のほうに気をとられた、つまりそういうことはあり得べからざることでございまして、それに非常に気をとられたこととございまして、その状況がつかばさにかかつていないということとございまして。

○宮崎正義君 あり得なかつたということは、ふなれな証拠じやないですか。未訓練の証拠です。ですから、そのわずか六カ月間で、そして艦船勤務に入つて一回そういう経験があつたといつたところにしても、その状態が判断のできないような、しかも配置の科が違ふ内燃関係の者が爆雷関係のほうの配置に移されて、当日、それでその作業をやつていく、これはなれないのはあたりまえだと思ひます。ですから、そういうことは考えられないと言つたて、そういう無理な人の使い方をするからこういう事故が起きたんだというふうには私は思へてならないんですがね。

○政府委員(大西誠一郎君) ただいま私が申し上げましたあり得べからざるということのは——失礼しました、先ほどから松本と申し上げておりましたのは松本でございまして。松本三曹の経歴から見

あり得べからざることを、いいますのは、松本三曹は四十二年に入隊をいたし、しかもずっと砲雷科の配置についております。この「きじ」に乗りましたのは四十六年の十月二十九日でございまして、一年三月ばかり乗つておられるということ、少なくともこの松本三曹は爆雷の投射機の扱いについては十分な練度を持っておられるというふうには考えられます。しかしながら、その松本三曹の動作につられたとか、あるいは同調したというのが坂本海士でございまして、しかも坂本海士は発射準備の手続、侵水孔蓋をはずし、安全鎖を取りはずし、炸薬を装てんをするというところは全部訓練どおりをやつております。しかもこれは当日から出されてやつたということではございまして、この爆雷の配置についている者は、本人に、有事のときにはそういう部署につくんだということを指命をいたしまして、そのつもりで本人も訓練をしております。したがって、業務であるから練度未熟であるということとは言えないのではなからうかと思ひます。

○宮崎正義君 松本三曹のはわかります。それにつられて出ていったとすれば、ふなれなじやないですか、そういうことが考えられない。片一方、松本三曹のほうはもう乗り組んでも相当の時間もたつておられるし、経験もある。ところが、坂本のほうはそういう訓練を——内燃関係の配置についているけれども、そつちにいざというときにはつけるんだという、それはわかりません。ただ、それがふなれなものであり、ふなれなものであるがゆえに、松本三曹が見に行つたら自分も行かなきゃならないんだというふうな考えがどうか、これも本人じやなきやわかりませんけれども、情勢から、いまあなたの御答弁を聞きながら判断しますと、ふなれが原因をしているんだというふうにはしか私はとれないんです。ですから、しかも前日から訓練をし、当日は早朝から昼飯を抜いて、そしてその中で訓練が行なわれたということになると相当な過労がある。しかもお話がありましたように、この後部の爆雷指揮官と艦橋の指揮官と

電話で連絡した、この電話で連絡する、ボタンを押す、その間、見たか見ないかどうかということも、これはそれがもしそういう間でこの事故を起こしたということになれば、これは上官の責任者の責任になってくるというふうに思えてならないのですがね、どうなんでしょうか。

○政府委員(大西誠一郎君) 坂本一士が「きじ」に乗り組みましてから六カ月程度の期間であるということ、それから実際に理由はわかりませんけれども、爆雷投射機に近寄った、そして殉職をしたということは事実でございます。これが訓練上監督万全であつたかといへばそれは言えないと思います。それはまさに私どもこの事故の反省といひまして、大きな項目として三つばかりあげておりますけれども、やはり練度を把握をして、その練度に応じた訓練計画を立てるべきだ、それから安全に関する教育を徹底をする、さらに最も大事なことは、訓練というものは反復をしてやらなければいけない、そういうような点について事故防止対策を講じております。

○宮崎正義君　いずれにしましても、私の聞いたところによりますと不発だ、それを不発だというふうに受けとめたというふうにも聞いたんですがね。先ほどの御答弁によりますと、六秒の間隔でばんばん出ていっている。その中で、不発だから様子を見に行つたんだというふうに受けとめているわけなんですがね。その点はどうですか。

○政府委員(大西誠一郎君) そのようには聞いておりません。

○宮崎正義君 聞いていない。――総体的にこのことについて申し上げてみたいのは、一基のみを使ったから、他の一基を使っていないんだから、だから乗り組み員は七十名であり、五十八名でこの訓練に当たっていったということで無理がないという御答弁でございますが、これがもし、実際のそれじゃ一基だけだと五十八人要らないわけですね、一基ですと五十八人は要らないわけですね。どうなんでしょうか。

○政府委員（大西誠一郎君） 実際、船がその所望

の性能を発揮するためには二基必要であると、それを踏まえて七十名の定員を算定しておるわけでございます。しかしながら、残念なことに定員が、法案の関係でワクがとれませんので、配員は五十八名にしほらざるを得ない。とすれば、その場合の訓練として、一つの投射機を使ってやる以外にない、そういう状況でございます。

○宮崎正義君 長官、いまやりとりしたことでお気づきの点がだいぶんあつたと思うんです。そして定員が不足しているから一基しか使わない、かたわの状態で爆雷訓練をやっているという、定員不足のほうにこれを持っていくということとはよくできないと思うんですがね。こういう形で、その船は、この写真で見ますと、こういうすばらしい——実物も私は見ましたけれども、外から。その中身は、定員不足で片寄りながら行っているというかつこうをどうおとりになりますか。

○國務大臣(山中貞則君) 陸上自衛隊の欠員はもうたびたび議論になりました、私どもも編成定数、実働定数的なものまで追いつまねつた状態をお話いたしました。しかし、海空については、重要なところはほぼ一〇〇%近い充実をいたしております。その中の部隊の編成で、軽微なる装備の艦艇等について、若干の人員の操作がなされているであろうことはわかっているわけですが、いまの船は三百五十トンの、まありつぱと言えりつぱ、小さいと言えばちっちゃなものであります。ただ常時、それに対して編成定員、いわゆる艦の定員そのものを乗せておくには少しそのやりくりが足りない点がある。それらの点は今後の参考に、そのような演習時においてもなお欠員のままやつていいかどうか。今回の場合は、二基の装置に対して、一基のみを使用するという計画であつたようでありますけれども、そういう方法もありましようし、あるいは演習時における定員の組み方、あるいは演習時における艦艇の充足のさせ方、その演習のしかた等についてやはり研究すべきものがあろうと思ひますが、この

事故は、私の承知している範囲では、そのために起こった事故というふうにはむしろ思われないんであって、考えられないような事故が起こったことの原因を、なぜそういうことになったのか、こういうことが二度とあってはならぬということに重点が置かるべきである、そう思っているところであります。

○宮崎正義君 それでは、ほかの「かり」、「たか」、「わし」、これらの状態はどうですか。

○政府委員(大西誠一郎君) 「かり」は五十九名、「たか」が五十七名、「わし」が五十六名……。

○宮崎正義君　ちよつと待ってください。すみません、おそれ入ります、「かり」は何名。

○政府委員(大西誠一郎君) はい。「かり」は五十九名、「たか」五十七名、「わし」五十六名でございます。

○宮崎正義君　いま長官お聞きのとおりでござい
ます。これ、定員七十名、これでまたふやせばいい
いじゃないかと、こうなりますけれども、やめる
ほうが多いわけなんです。そういうことから考
えていきますと、実際の乗り組み員の声を聞いてみ
ますと、なれた熟練者という者が残ってもらいた
いということがもう私たちの願いだと、ふなれな
者を、新しい者が幾ら来ても、事故を起こす
的になってくる、訓練に――それは新しい者も訓
練をしなきゃならないのは当然であるけれども、
熟練者、なれた者が喜んでその勤務ができるよう
な体制を整えてもらいたい。ということ、待遇
あるいはいろんな生活条件等もあるでありまし
う、まあこれはあとでまたゆくりやりますけれ
ども、そういうことを私は聞いているわけです。
確かに、今回のこの事故については考えられな
い事故だと――考えられる事故と考えられない事
故というのは、これは当然あるやもわかりませ
けれども、熟練した松木三曹が、右のほうを見に
行ったということ、これは少なくとも私は後部
指揮官が、松木が行ったから発射をとめると、あ
ぶないということは当然艦橋のほうに知らしてい
ないじゃないかと、こう思うわけですがね。そう

いうふうなことが今後もあつてはならないと、先ほど長官からも、あつてはならないという御答弁ございましたからね、それはいいとしても、全体の姿から見て、訓練に出発する前には、訓令に基づく定員数と、そして訓練計画がどういうものであるか、その内容、そして乗組員の実数というものがどうであるかということを、これは明確に今後はしていかなきゃならないと思うんですが、どうなんでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) 確かに理論的に、発射ボタンを押す者が、完全に発射していい状態になつていくかどうかについては点検を瞬間でもしてやる必要があると私は思うんです。私も見習士官教育隊で大隊長職をとつて実弾射撃をやりますときに、「発射準備よし」という声が全部返つてきたんですが、念のために指揮所から左右を見ましたところ、第一大隊第一中隊の第一小隊の砲口をおおいがかぶつたままの状態で「発射準備よし」ということが返つてきて、あやうく惨事を起こすところでしたが、そのときの指揮官職でありました私が、それは間違いであるということで事故を防いだことがあります。そういうことがあるいはあつたかも知れません。しかしながら、そのときの情勢というものを私がつぶさに承知しておりますし、その乗艦しております諸君も、一瞬のこと、時間的に、あるいは動作的に、どういう相関性があつたかということについては、なかなかその事故のあとにおいて掌握しにくい点があるやうであります。そこで隊員の頼みであるとおっしゃいましたが、少しでも熟練した者が残つてほしい、いわゆる一期をつとめた者は二期、二期をつとめた者は三期の継続任用になつてほしいということであらうと思います。

私ももつともだと思ひまするし、したがって、まず海上勤務にとつて申しますと、海上自衛隊の艦艇乗組員に対する乗艦手当というものが、実はいままでわれわれのほうとしては国家公務員職の中の公安職、大体において海上保安庁の乗組員のものらつております乗船手当と比べて実

○國務大臣(山中貞則君) 確かに理論的に、発射ボタンを押す者が、完全に発射していい状態になっているかどうかについては点検を瞬間でもしてやる必要があると私は思うんです。私も見習士官教育隊で大隊長職をとって実弾射撃をやりますときに、「発射準備よし」という声が全部返ってきたんですが、念のために指揮所から左右を見ましたところ、第一大隊第一中隊の第一小隊の砲口をおいがかぶったままの状態で「発射準備よし」ということばが返ってきて、あやうく惨事を起こすところでしたが、そのときの指揮官職でありました私が、それは間違いであるということで事故を防いだことがあります。そういうことがあるいはあったかもしれません。しかしながら、そのときの情勢というものを私がつぶさに承知しておりますし、その乗艦しておりました諸君も、一瞬のことで、時間的に、あるいは動作的に、どういう相関性があつたかということについては、なかなかその事故のあとにおいて掌握しにくい点があるようであります。そこで隊員の願いであるとおっしゃいましたが、少しでも熟練した者が残ってほしい、いわゆる一期をつとめた者は二期、二期をつとめた者は三期の継続任用になつてほしいということであらうと思います。

私もつとめだと思ひまするし、したがって、まず海上勤務にとつて申しますと、海上自衛隊の艦艇乗り組み員に対する乗艦手当というものが、実はいままでわれわれのほうとしては國家公務員職の中の公安職、大体において海上保安庁の乗り組み員のもらつております乗船手当と比べて実

私ももつともだと思ひまするし、したがって、まず海上勤務にとつて申しますと、海上自衛隊の艦艇乗り組み員に対する乗艦手当というものが、実はいままでわれわれのほうとしては国家公務員職の中の公安職、大体において海上保安庁の乗り組み員のもらつております乗船手当と比べて実

は低かったわけであり。それは海上保安庁は旅費、日当をもって乗艦手当みたいなもので支給をしており、私どもの支給してあります乗艦手当は、保安庁の巡視艇乗り組員より低いということがわかりまして、私のほうで関係当局と折衝いたしまして、今年度中に政令を改正して、乗艦手当を海上保安庁巡視艇乗り組員の実際もらっている手当とひとしいものにしたい、政令改正の準備をすでに終わらせておきたい、さらに継続任用の問題については、やはり先般御説明申し上げました特別の給与体系がなか二、三年任期を前提としていくものの継続あるいは退職というものについて特例をつくりにくうございますので、現在の特別退職手当をそれぞれ百日を二百日とする等の二期雇用を中心とする手厚い措置を——手厚いと申しますが、せめてもの措置を来年度予算で講ずることによって、そういう熟練者が引き続き残ってくれる、そして訓練の上からも、実際の業務の上からも、理想的な状態に持っていくようにしたいという願いを、いま私たちは、ささやかながら実現への第一歩を踏み出そうとしておるわけであり。しかし、いずれにしても、私たちの本来の任務であるといえ、民間においては火薬取り扱い類の仕事をしておられる方々以外にそういうような危険な仕事というものは、そういういふ危険な仕事、自衛隊はそういうものを取り扱ふことがむづかしい、自衛隊の諸君が多いわけであり、こういう事態の起こることは万が一避けられる体制をあらゆる角度から御指摘のような点も踏まえて検討してまいりませんと、自衛隊に行つたらあぶないぞと、事故死が多いぞというふうなことになる、たいへんだと思いますので、その点は命の尊厳というのを踏まえて、私たちので得る範囲、いわゆる人為的なし得る範囲のことをいろいろとやっつけていきたいと考えます。

○宮崎正義君 長官の体験を通しながらの御答弁で非常に私もうれしいわけですが、ささやかな考え方がなくて、もっと大きな立場で大きく変革

していくようにしていただきたいと思ひます。人事院総裁もおいででございますので、やりとりやっておりますこと、あとで問題点が出てまいりますので、よくお聞きくださつておつていただきたいと思ひます。

そういうようなことが繰り返されてくることによりまして、隊員の不足という問題も、そういうようなことが繰り返されてくることによりまして、先ほど答弁の中にもありましたように、規律がきびしいとか、訓練が激しいとかいうような苦痛だとか、あるいはそれらが悪循環をしていきながらその他の退職の中に入つてくるようになったんではないか、こう思ふわけであり。ある隊員なんかは、その上司が身分証明を忘れたために、艦の中に置き忘れたから取りに行つてくれと言われて艦に戻つた、ところが青酸蒸気中の艦内で事故死してしまつた。この点なんかは私は深く心配をして一人なんです、この点については、この事故についてはどうなふに記録をなさつておりますか。

○政府委員(大西誠一郎君) ただいま御指摘がございました「しれとこ」の青酸蒸気中に嶋崎一等海士が殉職をいたしました事故がございまして、これは昭和四十七年の三月の四日に横須賀港で輸送艦「しれとこ」の艦内を青酸ガスで蒸気が充ちておりました、警戒員の配置についておりました嶋崎一等海士が防水とびらを開いて艦内に立ち入つたということで、直ちに捜索、救出をいたしましたけれども、手当てのいかなく青酸ガス中毒で死亡いたしましたという経緯でございます。

この事故につきましても、本人が警戒員である、つまりほかの者が艦内に入るのを警戒すべき地位にあった関係で、上官の監督不行き届きというところは当たらないと思ひます。ただ、どうもあとでいろいろ調べてみますと、先ほど防衛庁長官からお話がございましたように、危険なものあるいは有毒なものに対する隊員の受けとめ方とかあるいは感覚というものと、それからそれを危険防止の

観点から指導していく上級者の考え方にも若干ズレがある点、そこで、この事故につきましても青酸ガスそのものの蒸気をやつたのは業者でありまして、業者と数日前に打ち合わせをして、副長から各班長に当日の計画と、それから危険だから絶対に艦内に入るな、それから当日警戒に当たる者以外は全部退艦をさせておりました。それだけの措置をやつたわけでございますけれども、結果的にはこういうふうなことになる、たいへん残念だと、こういうふうなことを考へております。

○宮崎正義君 まだそのほかにも数え立てれば切れないほどあります。ですが、これは大事なことを申上げながら今後の考え方の方の参考——参考というか、こういう不幸な事件の中からこういうことを二度と起こしてはならないという立場の中、で申し上げることなんです、またこれは昭和四十一年の六月の十四日ですが、荒川渡河訓練で一名が死亡しております。その件なんかもそうでありまして、また遠洋航海中になくなつていられる方もおいでになります、この人なんかも肉体的にからだの健康というものに問題点が最初からあつた、このように私は記憶しているんですが、この点なんかもどうなんでしょうか。

○政府委員(高瀬忠雄君) いま荒川の問題が出ました。これは習志野の空挺隊員がいわゆるレーンジャー訓練ということで荒川で水泳の訓練をしておりましたときに、一人ずつ組になつて泳いでおつたわけでありまして、何かついて泳いでおつたときにお互いに状況を伝えるというふうなことでもつて注意を与へまして、そして荒川の渡河訓練をしたわけでありまして、途中で、荒川の川岸から途中で参りましたときに、何か百三十メートルぐらいのところだつたと思ひますが、途中で参りましたときに心臓麻痺を起こしまして、そして死亡をしたという事故でございまして、

○宮崎正義君 遠洋航海中の事故は。○政府委員(大西誠一郎君) これは昭和四十五年

度の世界一周の遠洋航海中に、当時水測員でございました三等海曹の柴田光男君が、航海の終わりのころの時期に発病いたしまして、だんだん病状が悪化をいたして、アフリカのモンバサというところに上陸をさせて手当てをいたしましたけれども、残念ながらなくなつたという事例でございまして、

で、その当時の状況を申し上げますと、そのときの遠洋航海の計画は、日数で百四十二日、航海の総航程三万二千八百海里、寄港地十二カ所というふうになつておりました、たまたまヨーロッパ方面の航海を終わつて帰途アフリカの西海岸を航行中、本人が担当いたしておりました探信儀が故障いたしまして、二日間にはわたつて勤務が終つたから修理をいたしました。その点が過勞になつたのではないかと思ひますけれども、そのあと、からだの状況が、ぐあいが悪くなりまして、しかも好天続きであつたようでありまして、医務室で治療いたしましたけれども、先ほど申し上げましたような状況で思ひもなく病院に入院させたというところでございまして、病氣は当初は胃腸障害でございましてけれども、最後尿毒症を併発をして殉職をいたしました。

○宮崎正義君 塚田さんのはうは、これは経緯があるんじゃないでしょうか。たとえばこの人はたしか落下傘部隊を希望したんじゃないか、たぶん、かね、どうなんですか。その結果、入隊を断られたような経緯、そういうふうなのはなかつたのですか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 塚田さんは三十七年に陸上自衛隊に二等陸士として入隊いたしました。それからその後教育大隊で教育を受けまして、その課程が終つてから第一空挺団、ただいま落下傘部隊というお話しございましたが、先ほど前期の教育を受け、この空挺団で後期の教育を受けておりました。おっしゃるとおり、空挺隊員として勤務したいという希望をしていた模様でございまして、しかし、自衛隊の中央病院で身体検査を受けましたところが、第五腰椎すべり症というこ

とのために空挺隊員としては適当ではないという
ようなことでございまして、練馬の普通科連隊に
配備されたというような経過がございます。

○宮崎正義君 ですから、この人もやはり無理
だったのじゃないですか。六月ですから、六月の
十四日ごろですか。六月です。六月のことな
かったと思うのですがね。もともとからだが悪い
人がこういう渡河訓練というふうなところに無理
があったように私は思うのですがね。こういうよ
うなことはどうなんですか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 確かにレンジャー訓練
は普通の訓練よりはきびしい訓練だと思いき
ますが、この訓練に参加するにあたりまして二日間
本人につきまして身体検査あるいは体力検定、そ
れから水泳テスト、それから面接というふうなこ
とを実施しました。そうしてそういう希望者の
の——もちろん彼も希望したわけでありまして、
たくさん希望者があつたとして、参加を希望した
という中でいまのようなテストをしたわけでご
ざいます。その中から二十一名が選ばれまし
て、そしてこのレンジャー訓練の中央訓練参加
というふうなことになるわけでございまして、一
応のこういったテストに合格しておりますので、
事前のあれとしては合格ということだったので参
加せしめたというふうに考えております。

○宮崎正義君 私に聞いたところによりますと、
だいたい無理があつたのじゃないかということな
んですが、もう一人の問題を取り上げてみますけ
れども、この人は、四十年七月十三日、八戸駐
とん地隊で起きたことでございますが、この人は工
藤勝喜さんという人です。このことについて質問
をしたいと思いますが、この方になくなった経緯
というものが、これも一つ御説明を願いたいと思
います。

○政府委員(高瀬忠雄君) 工藤勝喜さんは当時陸
士長でございました。で、事故が起きたのは
四十年の七月十三日の十一時ごろでございます
が、八戸の駐とん地の車両整備工場におきまし
て、ジープのエンジン交換のために取りはずされて床

の上にあつた返納をするエンジンのほこり
を、前かがみになりまして、洗つておつたわけ
ですが、ところが、そのときに突然この工場入り口
の方向にバックをしましてきた自動車、六トンの
トラックでございまして、それが後進をしてく
ましてそれで頭をひかれた、脳挫折創それから頭
蓋骨折というところで即死をいたしました。こ
ういった不幸な事故が起つたわけでございます
が、それが概況でございます。

○宮崎正義君 答弁をなさっているのに、すわれ
すわれと横のほうで合図をなさつておるなんて
非常に不愉快な見識だと思ひます。一生懸命私は
御答弁を伺つてゐるわけですが、一番大事なところ
だつたのです。いま、よくないです、非常に。
そういうことはやめていただきたいと思ひます。
非常に私は気分を悪くしました。どうですか、こ
うやつておやりになつていただけないですか。

○政府委員(小田村四郎君) 事故の概況、事故の
状況についての御説明をせよということ、いま
人事局長が御答弁申し上げたところでございま
す。その後この問題は訴訟になりましたので、訴
訟になりますと私が御答弁申し上げる分担保にな
つておりますので、そういう意味で、いまたいへん
先生のお気持ち悪くいたしましたので申しわけご
ざいませぬ。今後注意いたします。

○宮崎正義君 私は、何もかみつくわけじゃござ
いませぬけど、私これから質問するのでしよ、
補償問題は、がっちりやります、これは。これは、
いいですか、「息子の命、80万円とは……」、こ
ういふ報道されている記事があるんですよ。これを私
見て、それでこれはたいへんだというふうにな
つて、それからこれからは補償関係に入る。
今度はあなたと取組むわけですがね。今度の防
衛庁の予算で機関銃一丁——もう専門家のほう
が、ばくが機関銃を一丁と言つたらおわかりにな
るだろうと思ふんですが、ばつとお答えになる方
おいでになりませんか。私がこの機関銃は一丁幾
らと言われなければ機関銃の一丁の値段がわから
ないじやだめだと思ふんですがね。どうでしょう、

どなたかばつと答えられる方がおりますか。
○政府委員(山口衛二君) ただいまの機関銃でこ
ざいます。六四式機関銃、四十八年度予算では
八十三万三千円というふうな記憶しております。
おそくなつて申しわけございません。

○宮崎正義君 私もわかつてゐるんですよ、機関銃
一丁より「息子の命、80万円とは……」と言ふん
で。これは問題だと思ふのです。このことに
ついて御答弁がございまして、これは訴訟中のもの
ですからと言ふから、私もこれはとことんまでい
くことはできません。これを見て、そうしてその
あとのことは訴訟中であれば裁判にゆだねる以外
にありませんけれども、私の聞きたいのは、その
事故の経緯、あるべくして起つたのと、人為的
な事故と、注意すれば起きないものとこれはある
わけですか。これは注意すれば起きなかつた事故な
んですよ。そういう意味で、私はいま一生懸命に教
育局長の御答弁を聞いていたわけなんです。ま
だ終わつてない時点ですわられちやつたわけ
です。遺憾千万ですよ。

ですから、ちよつとここで休憩して、そうして
ゆつくりとまたお聞きしたいと思ふんですが、ひ
とつ委員長よろしくお願ひします。

○理事(内藤三郎君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(内藤三郎君) 速記を起こして。
それでは十分間の休憩をいたします。
午後三時三十四分休憩

午後三時四十五分開会
○委員長(高田浩運君) ただいまから再開いたし
ます。

先ほどに引き続き、質疑を行ないます。
○宮崎正義君 休憩前の教育局長の御答弁の最後
がばけてしまつた。肝心なところで、車がバック
して本人をひき殺したとかという、そのところが
がちよつとわからなかつた。その点もう一回御説
明願ひします。

○政府委員(高瀬忠雄君) 先ほど申し上げました
ように、工藤勝喜元陸士長が返納するためのエン
ジンのほこりを前かがみで洗つておつた。こは
一般の車が通る、何といひますか道路帯に当た
つておつたのでありますが、そこで作業してあり
ました。そこへ、先ほど申し上げましたように、
陸士長の川原昭というのが操縦する六トンレッ
カー車がバックを、後進をしまつてまいりました。そ
の車に作業中であつた工藤勝喜元陸士長が六トン
レッカー車の左のうしろの車で頭部をひかれ、そ
のために脳挫創、それから頭蓋骨折骨折といふ
ことで即死をしたというのがその状況でございま
す。

○宮崎正義君 そうしますと、六トンのトラック
はバックしてきて、そのまわりの人も気がつか
なかつたのですか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 及川という三曹がその
近くにおりまして、しゃがんでおつた彼に對しま
して、背後のほうからあぶない、こつこつと大声を
出しました。その大声を聞きまして、瞬間的に
立ち上がったわけでありまして、まわりの者が
あぶないあぶない、こつこつと叫んであります。
しかし、そのときに死亡者の工藤勝喜がひかれま
して、転倒して、こつこつと事故を起こした
ということでありまして。

○宮崎正義君 明らかに安全管理上の処置の問
題、あるいはまた責任の問題ということが当然こ
れは言われるわけだと思ひますが、こつこつと
種のことは今後もあり得る事件、事例だと思ふ
んです。非常に残念なことでございますが、安全管
理の上で十分注意すれば、これは当然とうとい
ふ十七歳の生命を断つことはなかつたと思ふので
すが、この報道によりますと、これが訴訟をされた
ということなんです。こつこつとこつこつと公務死を
された方々に対して自衛隊ではどういふふうなこ
とを当事者に教えておられるのですか。国家公務
員法による、あるいは共済組合法による補償、ま
た国家公務員災害補償法によるところの第二十四
条にこんなふうにもなつてますよといふふうなこ

とを教えてあげないのですかね。どうなんですか、その点。

○政府委員(高瀬忠雄君) ただいまの御趣旨は、公務災害にあった場合にはどうなるかというような教育をしておるかという御質問でございましょうか。——こういった事故がございまして場合には、私どもの自衛官補償法というものがございまして、これで国家公務員災害補償法というのが準用されております。それで公務認定の基準も一般の公務員と同じような基準で認定をされております。そういうことでございまして、遺族補償の年金とか、あるいは遺族補償一時金、あるいは葬祭料、それから死亡に伴う退職手当等、まあ国から補償があります。それからさらに国以外からでは、共済組合の年金あるいは共済組合の弔慰金、それから自衛隊には隊友会というものがございまして、隊友会からの見舞い金、その他国と国以外からのそれぞれの補償ないしは給付が行なわれるというふうなことは一般隊員にはよく教えてございます。

○宮崎正義君 いまの御答弁と、この内容ですね、二十四条があるんだというところなかだれにも教わってないかつたというふうになつていくように思われるのですが、よく聞きますと、こういうことはおっしゃらないということですね、なくなつた人に対して。そこに私は問題があります。ですから、その訴訟事件の問題でも、この殉職隊員の訴訟に関する資料というのをこんなに持っているのですよ。で、訴訟提起した年度別の資料もいただいております。また勝訴したものと、それから和解で成立したものと、事例が一ぱいあるわけなんです。この方々なんかは、一部の人間に聞いてみても、そういう話は聞かなくなつたというのを聞かなくなつたがね。確かに一人息子をなくしたり、夫をなくしたり、兄弟をなくしたりして気が転倒しているときですから、こういうふうな制度もありますよということ言われなかつたかも知れませんが、あるいは言われたが、それは本人が聞き取れなかつたかも知れませ

ん。そういうことが両方ともしくは考えられるんだと思ひますけれどもね。

この事例なんかを見ますと納得できないんですね、お金じゃないわけですよ。人の命はお金でどうのこうのと判断するわけにはまいりません。あとで自賠法の問題等も取り上げてまいりますけれども、自衛隊の車両関係がどうなっておりますかというのをまたあとで一つずつお伺いしますけれどもね。そういう点についてどうなんですか、ほんとうに明確にこれを教えるということが大事じゃないでしょうか。と同時に、もう一つは、法的にこの対策を、補償額というものを、退職手当にしろ、その一時金にしろ、改正をしてやうていくというふうなことを考えなきゃならぬと思うのです。国家公務員法によって規定されているそれと準じて自衛隊はやっていくということになつておられますけれども、こういうところにも私は問題があると思ふんですがね。あとでまた一つ一つ事例を踏みながらそういう問題をただしていきたいと思います。この代表的なものが、「息子の命、80万円とは……年老いた両親の涙の『訴え』」という「冷たい現実事故」から自賠法適用せず、こういうふうな見出しで、これを私が読みましたときに人ごとじゃないのだと思つた。今度これが、こういうふうなことが大きく取り上げられていけば、幾らその他の退職していく人——自衛隊がほとんど採用よりも退職する人が多いんだという形は、こういうところにもはつきり出てきていくんじゃないかというふうな思ひわけなんです。ともあれ、この訴訟の補償の問題について、経理局長ですか、どなたですか、補償問題についてひとつお考え願ひたいと思ひます。

○宮崎正義君 補償。○政府委員(高瀬忠雄君) いまの隊員が不幸にして死亡した場合にどういった手続をとつたらいのかというふうなことが十分行き渡つてないというふうな御指摘でございまして、私もそ

ういった遺族が、不幸にしてまあ隊員がなくなりました。遺族がどうしていいかわからないというふうなことがあつてはいかぬということ、実は私どものほうで共済組合その他いろいろな事業をやっておりますけれども、そこでパンフレットなど出してまして、退職した場合、それからそういう不幸にあつた場合にはどうしたらいいんだというふうなことをこのまかに書きまして、すぐわかるような実はパンフレットなどをつくりまして、いろいろ指導はいたしておるつもりでござい

ます。たまたまいま御指摘の場合におきましては、どうも何か十分でなかつたようなことでたいへん遺憾に思ひますけれども、まあほんとに遺族の方々にどうしていいかわからないというふうなことをさしてはいけませんので、国でいろいろな補償をする制度、それから共済組合でいろいろなことをする制度あるいは勲章はどうするかというふうなことまで含めまして、全部あれしなしてやっております。今後ともそういうことのないように、十分部内の教育指導を徹底していきたい、かように考えます。

○岩間正男君 議事進行で了解を得ておきたいのでありますが、きょう五時ですね、議長の招集を受けまして各党の幹部会が開かれます。私、その前にちよつと打ち合わせがあつて出席をしなければならぬのですから、ここをちよつと一時抜けさせていただきますかと思ひます。それで、こういう事態のときですから、五時ではもう終わると思ふんですけれども、特に了解を得ておきたい、公然と了解を得ておきたいと思ひます。ようござい

ますか。
○委員長(高田浩運君) 承知いたしました。
(速記を止めて)

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。
○宮崎正義君 これについては訴訟状態はどんなふうになつてゐるんでしょう。

○政府委員(小田村四郎君) 公務災害補償につきましては、四十年来支給が行なわれたわけござい

ますが、四十四年の十月六日に、このなくなられました工藤さんの御遺族から、国を被告といたしまして国家賠償法に基づきます損害賠償請求訴訟が東京地方裁判所に提起されております。この裁判は四十四年十月三十日に東京地裁におきまして、この訴訟はすでに時効が来ておるといふこと

で、この御遺族の請求を棄却いたしました。これに對しまして御遺族は、四十六年十一月九日に今度は東京高等裁判所に対して、この原判決を不服として控訴されたわけでございまして、東京高裁におきましては、ことしの一月三十一日に、一審判決のとおり原判決が正しいといひまして、消滅時効が来ておるといふことで控訴の棄却の判決を下してあります。これに對しまして二月十三日に原告は最高裁に上告をされまして、現在最高裁におきまして訴訟が係属中、こういうことになつております。

○宮崎正義君 そこで、裁判中のことでございまして、これはもう裁判所にまかせる以外はないと思ふんですが、先ほど教育局長のお答への中に、実際問題は、二十四条の審査のこのことを知らなかつたというのを遺憾だといふふうにお話がありました。これを知らない人が、私も先ほど申し上げましたように大ぜいおいでになるわけですね。これはなくなつた方々にはこういうふうなことがありませんかといふことを文書でもお渡しするような行き方じゃなければならぬと思ふんです。現在の法律のたてまえの上からいけば、そこまではやり考えてあげたほうが人間的な行き方じゃないかと思ふんです。ただ、なくなつた方はあつてこういうことに気がつて、問題が起きたときはもうすでに時効がたつたんでいつたんで、は、そういうことがわかつて、また時効であり、ほかの人がそういう和解なり、勝訴なりしているという判例を知るたびに悔やまれてくるのじゃないかと思ふんです。金だけで云々することにはないと思ひますけれども、せめてもの気持ちとしては、そういうことも考えてあげるのがほん

うの人間性というふうに思うんですが、どうですか、これは。

○政府委員(小田村四郎君) あるいは人事局長からお答え申すべきところかもしれませんが、若干訴訟に関連いたしますので、私からお答えさせていただきます。

公務災害補償につきましては、この事故が起りましたから直ちに公務災害であるという認定を下しまして、災害補償を支給申し上げたのでございます。今回出ております訴訟は、二十四条によりますところの審査あるいは不服の申し立てというところではございまして、別途国家賠償法に基づきます、国の公権力の行使によって故意または過失によってその被害を受けた、こういうことに基づく訴訟でございまして、請求の原因がやや違つておるといふことでございまして。

○宮崎正義君 それはわかつているんですよ。これに出てますから、国家賠償法による訴訟だといふことはわかつているんです。わかつてた上で、そういうことも教えてあげるのがほんとうじゃないかといふことを言っているだけなんです。だから、こういうふうな事例を起こさないようにしなければいけないのじゃないかといふことを言っているわけなんです。この訴訟問題については、私は新聞報道を見て、内容を読んでわかつているんです。いま御説明がありましたけれども、その以前の問題を言い、今度は、それ以後、こういうふうなことになるようにいふことを申し上げておることなんです。その点をばつきり受けとめられてから御答弁をしていただいたほうが私はいいと思うんですが。

○政府委員(高瀬忠雄君) ただいまおっしゃいましたことは、ごもっともなことではございまして、公務災害認定通知をします場合に、再審査請求もできますというふうなことも実はあわせて私どもは必ず教えるというふうな姿勢をとっております。その他のことにつきましても、手続上それを知らないがために期限が切れるというふうなことがあつてはなりませんので、そういうことのないように、

十分これから隊員全部に教えるような努力をしたと思います。

○宮崎正義君 それではまたいい事例があるので、いまの御答弁の中に、非常にいい事例があるんです。これは私は遺族の方から伺ったわけなんです。これは中隊の方なんです。この方は第十一施設大隊第一中隊の方なんです。この方の経緯というのは御存じでしょうか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 第十一施設大隊のいま御指摘の畑中二曹のことではございますが、この人は脳卒中でなくなったわけでありまして、そのときは状況を申し上げますと、四十七年の九月二十七日、朝七時四十分ごろ出勤いたしまして、午前中武器の分解結合の訓練をいたしまして、そして昼食をとりまして、午後一時ごろから中隊の事務室で彼の普通の恒常の業務であります週間訓練予定表といふものの作成作業に従事いたしておつたわけではございますが、十五時過ぎになりました。左の顔部を押えまして、医務室へ行くといふことでございまして、それで事務室を出たわけでございますが、事務室を出たところで右隣に陸曹室があつたわけでありまして、その陸曹室に入りましてベッドで横になりました。間もなく起き上がつて歩こうとしたわけでありまして、歩行不能の状態になりました。それで同室におつた隊員が急報いたしました。医務室から出された救急車で自衛隊の札幌地区病院に十五時三十分ごろ入院したわけでありまして、そして手当てを受けたのでありますけれども、その日の二十三時四十分、脳卒中で死亡をしたという事故でございます。

○宮崎正義君 これは私は奥さんから伺つたんですが、いまの報告と少し違つていふような点があるんですが、その時刻等については大体同じでございますが、この勤務中に気分が悪くなつてうつぶせになつた。それで、そばにいた同僚の人が隣の部屋に連れていって休ました。そしてさらに医務室というのが百メートル近くあるところにかかえながら階段をおりて連れていった。ところ

が医務官が不在だつた。それで救急車で運んだといふことで、それをすぐに奥さんが聞いて病院にかけつけたときにはもう意識不明であつた。そのまゝの状態で二十三時四十分ごろなくなつたといふことが、奥さんがその居合わせた隊の方に聞いたわけなんだ。その報告を大隊長に、畑中さんが倒れたといふことを言つたら、ちやうど大隊長は演習に行く寸前であつて、公務にしていればよいといふことはを残して出発をしたといふことは、その付き添つた人たちが聞いていたわけなんです。その話は聞いていたわけなんです。これがさらに、もう少し話を進めていきますと、このなくなつたのは十七日で、もう間もなく一週忌が来ます。いまの奥さんや子供の気持ちは、これはたいへんなことだと思ふんです。

で、なくなつたその翌月の二十八日の晩に親戚会議をやつて、今後どうするかといふところに大隊長も見えたそうです。そして公務が非公務かといふ話が出たときに、私が演習に行く出発のまぎわだつたから、公務にしないといふことを言うて出発をしたぐらいです。それからいふ話があつた。ところが実際は非公務であつた。なかなか非公務であるといふことを言わなかつた。奥さんが言つてから、どうなつたかと思つて心配しながら尋ねたところが、その実情がわかつてきた。非公務であるといふことがわかつてきた。そのときの公務災害として認められないといふ書類が手に入つたわけなんです。その内容等を見ますと、奥さんが現実にその場に居合わせた人に聞いた話とズレがある。こういうふうなことが、先ほど教育局長の御答弁によりまして、私が申し上げたような詳細のものとは違つていふんじゃないかと思ふんです。これはまだ訴訟も起こしていませんし、異議の申し立ても何もしてありません。で、これをやることは奥さんは言つておりました。それで私のところへ言つてきたわけなんです。で、これなんか読んでみましようか。あとでごらんになればいいと思ひますけれども、非常に何か感情的なものが伏在されているように思へてならないんです。この脳卒中で

すか、脳卒中としてなくなつたといふことで決断を下されておられますけれども、実際上いま公務の仕事をやつていながら、やつていふところのところで倒れている。しかも倒れていて隣の部屋まで移したときに、かりに脳卒中であるならばなおさら動かしはけないといふことはこれは常識だと思ふ。だから、隣の部屋に移した時点で医務官を呼ぶなり、医務官がいるかいないかを確かめもしないで医務官のところへ連れていつた。それはいいなかつた。それから今度は救急車を呼んで連れていつた。動かしてはならない病人であるといふれば、それを階段までおろして、そしてまたさらにかかえながら歩かしていった。もう意識不明だつた。そういうふうな取り扱い方をして、これ、ほんとうに人道的なことかといふ許される問題かどうか。これはすなわち私は聞いた上の判断ですよ。これが事実言われたとおりのものであるかどうかはわかりませんが、いづれにしても、事務をわづかされた。それですでに救急車が来て連れていつたときにはもう意識不明で、奥さんが行つたときには何もわからなかつた。これが非公務になつて

いる。そして、しかもこの奥さんは全部これ書きとめてあるんですよ。実際書きとめてありますよ。防衛庁から退職手当として百四十八万四千三百六十円いただいたと、防衛共済会から申慰金として百八万四千円。先ほどの工藤さんという二十七歳の青年は八十万円。これ、ずっと見てみましようか。山口幸徳さんという人は一時金七十一万八千円。それでこの人が損害賠償を起しまして四百十六万の和解で済んだ。倉持正治さんという人はいま年金を十七万四千三十二円、葬祭料として六万七千三百二十円、小計が二十四万一千三百五十二円、この方も訴訟を起して百八十万の損害賠償額を得ている。これは防衛庁のほうからいただいた資料なんです。これは長官、御存じでこ

ざいまいしょうか。お読みになりましたか。これをこらんにしましたか。これを見ていきまうと、この年金のない一時金の人が七十一万八千円、森山さんという人は七十七万六千円。高安久男さんという人は九十二万三千円、塩川さんという人は九十二万六千円、川島さんという人は七十八万三千円、このように、まだほかにもございますけれども、省略しますけれども、それであと全部和解をされて、そしてそのそれぞれの賠償額ということになります。これもこのいただいた資料から私に言っているのですから、これは間違いないと思うのです。そして勝訴した者も、訴訟を起して、和解じゃなく勝訴した案件もこんなにもありますよ。こんなにもある。これ、一々一々やっています。あしたの朝になつてしましますから、だから私やめますけれども、いすれにいたしましても、これは問題です。私はこれは問題だと思ふのです。この方も何にも知らないわけですが、家族会議の、親族会議のお通夜の日に大隊長が来て、家族の人、奥さんの御両親、なくなつた主人のおかあさん、にいさんたち、三人も四人もおいでになつたその席上ではつきり言われていながら、そして日がたつてふたをあけてみたら非公務だという決定を受けた。その内容はどうか、この内容を見ていきましても、まことに何か一方的な考えだけであつて詰めていって、あなたは非公務だと、こう決定をしていっている内容です。これは私は明らかに閉ざされた、閉鎖的な姿の一面だと思ふのです。開放的なことじゃないと思ふ。こういう点も私は事例として申し上げているわけですから、これを公務にしないといふか、非公務でいいという問題は別なんです。全然私はそういうことは触れていないのです。ただ勤務中に倒れた。いまは通勤途上でも国家公務員の災害を出そうと、この間やつたばかりですよ。これは人事院総裁はおいでになりますから、これはもうはっきりしていることじゃございせんか。

ここで問題点を取り上げてみましょう。私はこれは申し上げることはございせんですけれども、一応参考のために申し上げていきたいと思います。「国家公務員災害補償法の取扱について」というこれは規定がございます。その規定の中に、第一条のことはもちろんのこと、「別紙」「公務上の災害の認定基準」というものがございます。これは時間の問題もありまうけれども、読みます。

「公務上の災害の認定基準」 「公務とは、職員に遂行すべきものとして割当てられた仕事のことであり、公務上の災害とは、公務に起因し、又は公務と相当因果関係をもつて発生したものをいい、公務上の災害の認定基準は次による。」 先ほど御答弁の中に因果関係ということをおっしゃいましたね、非公務に対する因果関係。密接な因果関係があるという御答弁が教育局長からありまう。この因果関係というのは、ここにも出ております。

「1 負傷の場合

負傷については、その負傷の原因である事故が公務上であるかどうかによつて認定する。次に掲げるような場合は、原則として公務上とする。

(1) 自己の職務遂行中に事故が発生した場合(但し、天災地変による場合を除く) (2) 担当外の職務遂行中の事故は、公務達成のため善意の行為であることが確認された場合 (3) 通勤途上の事故では、次に掲げる場合

(4) 職員のみを利用されている交通機関によつて通勤する場合において、所属官署の責に帰すべき事由によりその往復途上において事故が発生した場合 (5) 業務管理上の必要により、特定の交通機関によつて通勤することを所属官署から強制されている場合にその往復途上において事故が発生した場合(これは必ずと私読んでもいいのですが、さらに、これはあとのところ省略しまして、「規則」第十条に掲げる職業病について、) 、「規則」次の各号のいずれかに該当する場合の疾病 (4) 負傷した当時、全く健康であつて何等疾病の素因を有していなかつた者が、その負傷によつて発病

した場合 (4) 負傷した当時、疾病の素因はあつたが発病する程度でなかつたものが、その負傷によりその素因が刺激されて発病した場合 (4) 負傷した当時、疾病の素因がありしかも早晩発病する程度であつたものが、その負傷により発病の時期を著しく促進した場合 (4) 負傷した当時、既に発病していたものが、その負傷によりその疾病を著しく増悪した場合」 ずっとあります。

なぜ私はこれを読み上げますかといふと、次に市川一佐の問題があるわけですが、これはもう大きな問題です。この市川一佐という方は、いついかに言ひましよう。ここに「殉死者顕彰録」というのが防衛庁から出されておられます。この中で市川一佐のことがこのようにうたわれております。市川正七

明治四十五年七月十日生

本籍地高知県高知市

ずつとあります。が「職務従事中の殉職」という欄だけ読んでみましよう。

故人は、昭和九年六月二十九日陸軍士官学校を卒業。陸軍少佐に累進し、昭和十九年十二月陸軍大学を卒業。比島一四方面軍司令官部付、第一〇五師団参謀を歴任。この間の功績により、従六位及び勲五等に叙され瑞宝章を授与された。昭和二十六年十月一日警察予備隊員として久里浜駐とん部隊に入隊。二等警察正に任命され、第九連隊大隊長、幹部学校教官等を歴任し、昭和三十年八月十六日富士学校所屬。

この間、高邁な人格と卓越した統率力をもつて部隊訓練の発展をもち、また幹部教育に任じて、周密適切な指導と旺盛な責任感、学生に均しく尊敬するところであつた。

たまたま、昭和三十一年一月五日職務中の事故にたおれ、手厚い看護の甲斐なく、同年十二月二十二日ついに、その職に殉じたものである。

なお、故人は、生前の功績により、殉職の日にかのほり、従五位に叙されるときに、一等陸佐に特別昇任した。

す。これは間違いのない記録なんでございまいしょうか。まずひとつこの点だけちよつと伺つておきたいんですが、このことだけでいいです。

○政府委員(高瀬忠雄君) 間違ひございせん。

○宮崎正義君 そうですか。一等陸佐に昇進されたといひますが、特別昇任をされたといひますが、この方は一等陸佐になつていたんじゃないかと私は思ふんです。だから特別昇任といつたらこれは将補になるんじゃないですか。これはあとの問題ですから、いま参考に申し上げたことであつて……

これはあとの問題にしまして、人事院総裁に、いま私ずっと申し上げておりました、この「国家公務員災害補償法の取扱について」、これはなかなか公務にするか非公務にするかという問題は、医学上の問題とか、その他当時の状態を判断することとはこれはたいへんと思ひますが、これは私もわかりまう。が、通勤途上でも国家公務員の災害補償法というものをきめようという精神があるわけですね。そういう点から考えてみて、いまやりとりした面につきまして、どんなふうな御感想でしようか。御感想というのを客観的なものになりまうけれども、そうじゃなく、人事院総裁としてどうあるべきかということ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) かねがね少なくとも公務災害補償の問題をめぐって、これまでたびたび宮崎委員のお話を承つておりますが、ことごとく非常に同感の気持ちを持って伺つてきておるわけですから、きょうもまた、さらに違った負度から非常に緻密な御発言がございまして、いろいろ考えさせられながら伺つておつたわけでございまして、いつもこの点については御同感を得て、お互いに意気投合していただくと私は思ふんですけれども、災害のあとの処置よりも、まず災害をなからしめることだといふものもございまして、これは実に私のまさに念願するところでございますし、それからもう一つは、きょう拝聴したのは、結局災害の防止という面と、それから災害が起つた場合の処置で

すね。さつきお医者さんのお話がございましたが、やはりこれはすべてヒューマニズムで関係者が臨んでいただくべきことじゃないかと、その点も私も私どもとしては、そのほか、法律のほかにこまかい施行規則なども人事院規則でつくっておりますが、少なくともそういう気持ちで今日まで体制は整えるべく努力をしてきたつもりでおります。ただ、いまの現実のちようど公務上と公務外の境目という問題、これは先ほどお読みになりました、たとえば負傷の場合であります、営林署の従業員の方が伐木中に倒れた木のために負傷されて、これは問題ありませんけれども、問題はやはり内臓疾患と公務との関係、これはいまおことばにも触れられましたように、なかなか本人の現に持つておる素質と申しますか、そういうものと、それから公務上の関係の因果関係の接点の問題でありますものから、これはわれわれ非常に苦労してまいっております。特に一流のお医者さんを、専門医に委嘱して一々具体的のケースごとに意見を聞きながらやっております。

しかし、結局これは労働基準法系統のいわゆる一般の民間における災害の補償の問題と、これはたびたび申し上げますように、公務災害補償法の中では均衡をとれというようなこともございまして、それをまたはずれたこともございまして、ワクの中で処置しておりますために、個人的の気持ちとしてはどうも割り切れないと思ひながら、やむを得ず決断をしなければならぬという場合もございまして、たまたまいま通勤途上の云々のお話もございましたし、最近私どもとしては、できるだけむしろ公務上であるという理屈を発見するほうに努力しようという、むしろそつちのほうの準証は請求する側のほうで準証してもらうべき筋なんでありまして、しかし、われわれとして、たとえば再審査の請求というふうなことを受け取って処理する場合でございますけれども、そういう場合には、やはり現地に係官が必ず伺つてあらゆる方面から関係の方々のいろいろな証言といひますか、実情の聴取をやりまして、できるだけ

これを、セーフと申しておりますが、セーフにする方向で努力をしようじゃないかという心がまえでおるわけですね。ただ、やはり最終的には相当因果関係というふうな問題でどうしてもこれはぶつかる場面がございます。これはやむを得ませんけれども、それでない限りは、できるだけ助け得る方向に持っていくじゃないか。ですから、ずっと以前のわれわれの審査請求などの判定と最近の判定と比べてみますと、相当その辺では変わってきているということを申し上げ得ると思ひます。

○宮崎正義君 非常にこれはむずかしいです。公務、非公務を認定するということとはとてもむずかしいことです。むずかしいことではあります。やはり人間関係の中から考へて、また自衛隊という特別国家公務員としての仕事、作業をやっていく上から、これは国家公務員災害補償法を準用して今日自衛隊をやっているわけですから、こういう点もやはり防衛庁長官、どんなふうにお考えになつていますか。これは準用はあくまでも将来もそうしていくのかどうか、またそれをどういうふうに、かりに準用するとすればいろいろな法律がございまして、国家公務員災害補償法ばかりでなく、いま人事院総裁がおっしゃったほかの補償制度もございまして、それらを勘案してどんなふう将来考へていかれるか。

○国務大臣(山中貞則君) こまかい事実関係、先ほど来御指摘の人事教育局長の御報告いたしました経過等について重大な差異がある等の点については、もう少し局長に答弁をいたささせていただきますが、私としては、死亡事故等、ことに隊員の公務ではないかと思はれるような範疇のものは私自身が直接目を通しております。たとえば私の就任後パラスールによる事故というものをどうするかというケースがありまして、事務局当局ではこれは賞じゅう金の対象にはならないという結論でございまして、私としては、しかしパラスールの訓練中において死亡した者がどうして賞じゅう金の対象にならないのかということ、図面なり写真なり、その当時の状況なりあるいは職務執行の命令を出し

てどのような隊務を行なっていたか等について詳しく調査いたしました。その中間において、私はこれは当然賞じゅう金給付の対象になるものと判断を一時はいたしたのでございしますが、さらに調べていくうちに、実はパラスールの訓練に使用してはならないパラスーツを使用していたことがわかりました。それはいままで使用したことのないものであり、また使用すべからざるものであったということ、したがって、パラスールの一般の訓練は非常に安全で、ボイスカウト等もやつておつて、いままで事故がないといわれているケースである。

それなのになぜ事故が起こったかという問題は、まず第一は使つてならないパラスーツであつた。そして、しかもその訓練というのは実は隊長が命じた訓練ではなくて、指揮者が命じた訓練ではなくて、同好会の諸君が集まつてグラウンドでジープに引かせながら走つていたものというところがわかりまして、心情断ちがたいものがありまして、客観情勢はまさにどうも使つてならないものを使つてパラスールをやつても、あるいは浮かび上がつて着陸訓練ができるのではないかと、一種の冒険を試みて、しかもこれは非常な熟練者であつたわけですが、それがまづ先におれがやつてみせると言つたのが不幸を招いたといふことがわかりまして、やむを得ず最後は私どもとしては賞じゅう金の対象にできなかったといふこともございまして、私になりましてからは、人の命に関する問題は私自身が納得するまでやつております。これは私、総理府におりまして、恩給行政を担当しております。戦争中のいろんな軍務に服したための因果関係というものがその後起こつた病氣等で非常に複雑なケースが多ございまして、審査委員会にかかるわけでありまして、専門の方々が見られてもどうしてもむずかしいといふものがございます。私はそれを全部目を通して読んでみて、ほんとうに気の毒だと思つてみて、なおかつ客観情勢やむを得ないと思うようなものが大部分でございました。

そういうようなこともありまして、そういうような経験を踏まえて、いやしくも私の統括するもとにある自衛隊員の死亡等について、納得いくまでやるつもりであります。いままで例をあげられましたが問題は、大体私の前にすでに問題が処理されておりました、そのことをめぐつての争ひと申しますか、決着がついていない問題が大部分のようでありまして、今後はそのようなことが起こらないように私自身は処理していく覚悟をきめております。

○宮崎正義君 災害補償のことについては御答弁なかつたですけれども、どんなふうな、準用をされているのかどうしてののか。

○国務大臣(山中貞則君) 一応研究会をつくりまして研究いたしておりますけれども、原則としては国家公務員の公務災害に準じて災害補償を行なうという姿勢は当然のことだと思ひます。また、そういういたしております。

○宮崎正義君 そういたしますと、今後とも国家公務員災害補償法を準用していくということなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) そのとおりであります。○宮崎正義君 人事院総裁、いまお聞きのとおりですが、これは大いに考へていかなきゃならない課題だと思ひます。いま防衛庁長官も研究機関を設けてやつていくという御答弁でございましたけれども、総裁はどんなふうな将来お考え持っておられるか、この退職手当にしろ年金——年金問題のあれは違ひますけれども、公務員の災害補償の額といひますか、そういうものに対してどんなふうに考へておられますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど触れましたが、かねがね御承知のとおり、法律のたてまえが一般の労働災害の立法と均衡をとれという大きなワクがかぶつておりますから、われわれはやはりそのワクの中で考へなければならぬという制約が一応ございまして、したがひまして、そのワクの中でということになつてまいりますという、

この間のたとえば公務特別災害なんているのは、これは全然民間にない職種でございますから、伸び伸びというのには非常に語弊がございますけれども、あまり遠慮せずによれましてというように、ことを申し上げたんですが、さて今度は消防で何か何ですか、何かそれに近いグループの事故に対して何とかしたいなといううなたことばあつちが、これはこの御審議でもそういうことが出ております、当面私どもとしてはやはり検討すべき課題ではないかと思ひますけれども、そういううな結局あまりはでな飛躍的な面からはいまの法制のたてまえからちよつとつづきにいくんですが、やはり心のこもつた扱いで、あるいは制度の整備で公務員の皆さんの幸福のために努力をしたという気持ちでございます。

○宮崎正義 局長から……

○政府委員(高瀬忠雄君) 先ほどの北海道の畑中さんの事故の關係でございまして、これは全く脳卒中であるにもかかわらず動かしないううな不手ぎわがあつたようでございます。

それから、その後の公務災害補償との關係でございまして、普通ならば駐とん地業務隊長が方面總監に相談をいたしまして、そして公務に当たったかたらないかということを慎重にやるべきだつたと思うのです。それにもかかわらず、医者と相談しまして、駐とん地限りでこれは脳卒中であつて、これは公務災害補償に該当しないというふうな、そういう措置をしたように聞いております、そういう点もいささか慎重を欠いた点があるように思ひます。そういうことであつちやいけませんので、昨日地元の方に問い合わせました。そうしましたら、御遺族の方からもう一度申請を出していただいて、そしてこれは公務になるかなぬかはその上の判断でございますけれども、申請をしていただいて、審査をするような形をとつたらどうかといううなことを現地のほうから申し出てきております。そういううな手続をとりました、そして、おそくはございましたけれども、そういううなことではないかと思ひま

す。ただ問題は、ただし、それをもつて公務になるかどうかといううなことはまた別な問題でありまして、事後でいささか不手ぎわでございますけれども、一応形式だつた手続をとつて進めて判断をしております。そういううなことでございまして。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(高田浩運君) 速記を起して。

○宮崎正義 私は、ただ事例として、いままでのこの話していく経緯の中で、局長が最初に答へられた密接な因果關係云々という、非公務の中にはあるという御答弁がございましたね。その一つの、私の頭の中で考へて、そういううなものがあつたといううなことで申し上げていただけであつて、それをどうしろこうしろということじやございせんので、この際のことだけ申し上げておきたいと思ひます。あとはそれぞれの御本人のやることでございますので、その時点になつてまたそれぞれの考へをしいかされるのは、それはまた別のことだと思ひます。

そこで、先ほど長官が恩給行政で御苦労なさつたというお話がありますので、先ほど「殉職者顕彰録」を示しまして、市川正七さんという方のことをちよつと申し上げました。この人の問題に入りましてから、あと総括的な定員の問題の締めくくりをしなから、シビリアンコントロールの問題がまだ残つておりますのでやつていきたいと思います。

その前に、もう一つこの際伺つておきたいことがあるんですが、工藤さんの場合ですね、先ほどの、車でひかれてなくなつたわけですね。自賠法という一般の車両の自動車損害賠償保障法のことについて、自衛隊ではどんなふうな処置をとらうとしておられるのか、また、とつてゐるのか、この点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山口衛一君) 自衛隊法百四十四条によりまして、特にその第一項によりまして、自衛隊が使用いたします車両につきましては、政令で定め

るものにつきまして道路運送車両法の適用を除外されております。自賠法第十條におきまして、たとえば強制加入等につきまして適用除外の項目がございまして、これは同法の施行令の一条におきまして、特にその第一号におきまして、自衛隊の使用いたす車両が、この適用除外を受けるその車両につきまして、自衛隊が本来的な業務を行なうてゐる際にこの適用除外が行なわれる、このうな趣旨の第一号の規定がございまして、したがいまして、現状におきましては、自賠法の強制加入等につきまして、自衛隊の車両は大半のものが適用除外にされております。ただし、その場合に、自衛隊法施行令の百三十三條におきまして規定がございまして、たとえば大型特殊車両及びこれによつて牽引される車両というのがございまして、このうなものが適用除外とされております。現状では、おもに、大型特殊車両といふものはキャタピラをつけているものが大半でございます。戦車、装甲車その他のものがございまして、またこれに牽引される車両というものは、それに引っぱられていきます砲等の車両がございまして、このうなものが適用除外とされてゐるという実情でございます。

○宮崎正義 ということは、工藤さんがひかれた車には自賠法はかけていないということですね。

○政府委員(山口衛一君) そのとおりでございます。

○宮崎正義 かりに自動車損害賠償保障法がある、それから自衛隊では、そういう条文をつくりながら、同じトラックであり、同じ車でありながら、賠償の問題はわれ知らぬといううなことを得ないかと思ひますが、今後課題にならざるを得ないかと思ひますが、しかも自賠法であるならば、これは申し上げることもなく五百万といふ、これはお金の話ばかりして申しわけないんですが、なくなつた方に対してはお金のこと言つてはすまぬ話でございますが、気持ちとしては、八十万円のお金をもらつてゐるということと、

この自動車賠償法でいう、自賠法でいう五百万といふものが民間では規定されているのに自衛隊ではそれが無い。こういううなことにについて、私は法というものの解釈というものが、非常にいろいろな問題を、複雑な気持ちにさせるんじゃないかと思ひますが、長官どうでございますか。

○國務大臣(山中貞則君) 私もその点を心配いたしました、實じつと金を現行自賠法の死亡五百万、後遺症最高限度五百万でありますので、それに合わせるべく来年度予算に要求をいたしております。ところが、困つたことに、自賠責保険特会の經理の關係もありまして、まだ確認いたしてありませんし、最終的には予算ができるわけでありまして、最終的には、運輸省のほうの予算要求は、その限度額をさらに三百万以上引き上げるようなことも聞いております、私たちが自賠責保険の限度額と一緒に結局的にはいかなければならぬと思ひますが、それを向こうがふやすから、いまの五百万の要求を直ちに当該年度から同じように自衛隊も要求していくという姿勢はこの際差し控へよう。さしあたり現行の限度額五百万というものを實じつと金の限度額にしようということとで予算要求をしてゐる次第であります。

○宮崎正義 これはぜひ取り上げていかなければならない問題だと思ひます。それが公平を欠かぬ法治國の姿だと私は言ひたいわけですね。

そこで、先ほど申し上げました市川正七さんのことに若干触れていきたいと思います、この方は、私の調べたところによりまして、なくなつてから公務認定になつたのが相当おくれであるわけですね。先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、公務で殉職された方は、早い時期にそれが認定されるということが、明確であればいいというお話がありましたんですが、この市川さんの場合でも、これは明らかに、いろんな記録の上からたどつていきました、完全に公務であるといふうな、解剖検査を見ましても、医学上の認定等のことから見ましても、私はこれは医者じやございせんのでわかりませんが、入院した

当時と、なくなつて解剖した時点と、一番最初にトラックから落ちて、そしてひばらを打つて、そして倒れて、公務というふうに認定されるのに四年以上も歳月がかかつている。公務認定が四年以上ということになっている。なくなつて四年間も公務認定がなされなかった、こういう事例は私は多くあるのかどうかということが心配なんです。この方の奥さんが、やはりなかなか気丈な方で、御主人が富士演習で車から落ちて、転落して、しかもこれ、あとずっと読んでいきますとわかりますけれども、いま私は本筋だけ、親筋だけこう申し上げているわけですが、その奥さんがもう患者に自分がずつと付き添つておつた。その御主人がしゃべっている一つ一つを全部記録をとっている。これは膨大な資料です。この膨大な資料を奥さんが……、この方は先ほど申し上げましたように三十二年十二月の二十一日に殉職をされていゝる。そして四年後に公務認定を受けていゝる。そして三十二年から、いま四十八年ですから、十七年ですが、十七年の歳月、どれほど苦勞されて、この公務ということが認定されながら今度は公務扶助料が出ていない。それでこの十七年の間一生懸命に佐藤総理大臣の時分にも佐藤総理大臣あてにこの苦情を訴えている。その写しも私みなきよう持つてきております。当時の防衛庁長官にも陳情しているわけです。こうやつて自分の貴重な資料を合わせながら、非公務として認定をされておつたということですね。それらの問題についてこまかく具体的に一つ一つ事例あげながらこれから質問をしたいと思ふんですが、この件について御存じでございますか。

○政府委員(高瀬忠雄君) ただいまおっしゃいましたこと、よく承知しております。三十一年の十二月二十二日に死亡いたしました。公務認定が三十五年の八月十一日でございます。その間、詳しく申し上げますいろいろな経緯があつたようでございますが、要するにこの本人の死亡原因である疾病、肝硬変とそれから公務による過勞との相当因果関係といひますか、これに関する医学的

判断が非常にむずかしく、非常に慎重にその間におきまして検討をした、まあ特異ないわば事件で慎重にやつておりましたことによりまして、時間的に相当——経緯はありましたけれども、長くかつたというようなことでございます。

それから先ほどの顕彰録のことでございますが、これは先生御指摘のとおり、実は一等陸佐に特別昇任というのはこれは誤りでございまして、実はもっと前に修正をいたしておつたわけなんです。ございますけれども、それが未修正のものが先生のところに回つたようでございます、どうも失礼いたしました。

○委員長(高田浩運君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

暫時休憩いたします。

午後五時四分休憩

(休憩後開会に至らなかった)